

「要求骨子」から「基本要求」へ

== 国家補償論の発展をふり返る ==

2016.6.4 栗原 淑江

はじめに

- 被爆者の要求とそれを支える理論（被害論、責任論、「援護法」論）は、国の施策との切り結びの中で発展してきた。
- 被爆者対策の理念をめぐる争点
：「要救済状態」に対する社会保障か、戦争のもたらした被害に対する国家補償か
- 被団協の運動と国民世論に追いつめられ、政府は現行法の改善で対応
→ 現行施策の徹底活用をつうじて、制度の限界、国家補償でないと実現しえぬもの、を明らかにしてきた

I 前史：「要求骨子」の発表まで—— 要求項目（とその根拠）の変遷

- 広島県原爆被害者大会 決議文 1956.3.18

一、原・水爆禁止運動を促進しよう

（略）

一、原・水爆被害者援護法（仮称）を制定し原水爆被害者に国家補償を与えよ。

1. 被害者の身体および生活面の調査
2. 生活保障や診療条件を拡大し、すべての被害者に十分な診療の機会を
3. 原爆障害者の治療費を全額国庫負担に
4. 広島に国家の手で原子病治療研究所の設置を
5. 郡部の被害者に巡回治療、広島市に宿泊施設間議を

一、原爆被害者の自立更生の途を講ぜよ。

（略）

[同大会における藤居平一発表用草稿「原爆被害者への国家保障について」より]

国家保障の前提となるものは、国家が行ふ原爆による被害の実相調査でなければならない

国家保障について：精神的、いのち及健康に関して、第三には生活の保障

1. 原爆症の根治療法がない→国において治療法の確立を。原水爆所有国は国際道義上からも治療法の確立すると共に、これを広島・長崎の被害者の為公表せよ。
2. 原爆症の早期発見と早期療養以外に方法がない。政府からは過去十年間治療費は一文も支出されず。何故予算に組まれぬか不可解。治療法を出してもらふ為には原爆被害者援護法（仮称）

とかいふ立法化がなされなければ予算には計上出来ない国の仕組みになっているので、早急にこれを実現させ、原爆症患者に対する治療費の全額国庫負担を。

3. 早期発見、早期療養の為には、国家による健康管理の実施。

4. 以上の点から原爆被害の調査、研究、治療期間を国家によって設置し、国費による維持運営を。

○ 原水爆被害者全国大会決議 1956. 8. 10

当面の主な目標と方針

二 被害者の医療と生活を守るため、「原水爆被害者援護法」および「原水爆被害者健康管理制度」をつくらせよう。

四 原爆症の根本治療を実現するため、世界の各国の協力で「国際放射線医学研究機関」をつくらせよう。

○ 原爆被害者援護法案要綱（日本被団協案）1956. 9. 27

第一 方針

一、国費により、原爆被害者の医療と必要な生活の保障を行うこととする。

原爆被害者とは、原爆障害者及び原爆死没者ならびにそれ等の者の同一世帯員（略）をいう。

原爆被害者については、次のような特異性が認められるので、これが医療と必要なる生活の保障は、すべて国庫負担によることが妥当と考えられる。

（科学的にみて／医学的にみて／経済的にみて／

政治的にみて：原爆被害者は国の責任において遂行した戦争による犠牲であり、原爆という当時においては予想を絶する特殊兵器によるものであるから、…全く個人の責任範囲外の被害であるから、これが治療と生活については国の責任で行はれるべきである）

第二 要領

国費による治療／障害年金、治療手当・療養手当／原爆死没者に弔慰金、遺族に遺族年金／原爆障害者の調査と治療の研究機関設立／被爆者の健康管理

cf. 社会党私案「原爆症患者援護法案要綱」 1956. 8. 16

● 「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」（医療法） 1957. 4. 1 施行

目的：広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、国が被爆者に対し健康診断及び医療を行うことにより、その健康の保持及び向上をはかることを目的とする。

被爆者健康手帳を交付された「被爆者」と、国庫で治療を受けられる「認定患者」

特別立法の根拠づけ：医療の給付（7条1項）

厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因する者でないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため

現に医療を要する状態にある場合に限る。

(→ 度重なる改正 1960 「特別被爆者」と一般被爆者、「医療手当」に所得制限)

○ 日本原水協『原水爆被害白書—かくされた真実』 1961.7

被爆者の要求

- 1) 完全な健康管理 健康診断、治療、根治療法の研究
- 2) 経済生活の安定 生きていかれるだけの「収入」と治療のための「費用」の保障
- 3) 失ったものに対する補償
2つの性質をもっている：① 金銭による補償、② 原爆被害の責任、戦争責任を明らかにする問題（「アメリカは賠償しろ」「アメリカにかわって（賠償請求権を放棄した）日本政府が賠償せよ」、日本の戦争指導者にたいする補償要求）
- 4) ふたたび自分たちと同じ被害者をつくらないことへの要求

○ 日本被団協 第六回総会決定・決議 1961.8

- 一、国家補償にもとづく援護法を制定せよ
- 一、原爆症の根治療法研究機関を設置せよ
- 一、被爆後の出生児に手帳を交付せよ
- 一、特別手帳を全被爆者に交付せよ
- 一、一般疾病に対する医療費を全額支給せよ
- 一、傷害年金並びに遺族年金を支給せよ
- 一、医療手当の所得制限を撤廃せよ
- 一、医療法施行にともなう事務費を増額して法の完全実施をせよ

○ 『原爆被害の特質と被爆者援護法の要求』（つるパンフ） 1966.10.15

【資料①】

原爆被害者援護法がまだ制定されていない理由

1. 「原爆被害と被爆者の社会的困窮との因果関係が証明されない」こと
2. 「一般空襲による被害者と原爆による被害者とを区別するのは不公平である」こと
3. 「現在の社会保障法の体系は、現状の保障はするが原因には遡及しないことになっているので、原爆被害者援護法は法体系の枠をこえる」こと

これに対して、次の3点から反論

原爆被害の特殊性

原爆被害と被爆者の社会的困窮との因果関係

【資料②】

① 放射線被害の特質（被爆者の病気とは）

② 家庭崩壊

③ 家屋・財産・職業労働の場の喪失

} → 「原爆症と貧困の悪循環」

原爆被害者に対する国家の責任

【資料③】

「国家は自らの責任において開始した戦争により、国際法違反の原爆投下による被害を招いた結果責任と、被爆後、今日まで援護法を制定しないまま放置した責任とを認め、あわせて

憲法第二五条に規定されている国家の社会保障責任をみとめることにより、原爆被害者の特殊な条件を考慮し、原爆被害を「補償」し、完全な医療保障と生活保障を総合的に行うべきである」

(以下の論述は、主として「社会保障責任」に力点がおかれている。)

1 3 項目の要求：以下に列挙する諸項目は、原爆被害者の当面の切実で特殊な要求のみをとりあげたものであり、原爆投下以来今日までの精神的苦しみに対する慰謝料や、家屋、財産の喪失に対する賠償金などの複雑な問題は、今後検討を続けるべき課題として留保する。

- 1 無料医療の実施
- 2 特別被爆者手帳を全被爆者へ
- 3 原爆被爆者健康手帳の交付範囲の拡大
 - a 沖縄在住被爆者 b 被爆二世 c ビキニ水爆被害者
- 4 健康診断の改善：a 一般健康診断項目の改善 b 精密検査の改善 c 検査を受けるには随時自分の選んだ病院へゆけること
- 5 検査・治療のための交通費・旅費の支給
- 6 指定医療機関の増加
- 7 認定制度の廃止
- 8 特別な治療法の採用
- 9 原爆後障害症治療・研究機関の拡充
- 1 0 援護給付金の支給
 - a 遺族年金 b 障害年金 c 保健手当 d 特別援護手当 e 医療手当 f 弔慰金
- 1 1 福祉施設の設置と相談事業・職業補導
- 1 2 所得税の減免
- 1 3 援護法の運用のための民主的審議機関・審査機関の設置

● 「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」(特別措置法) 1968. 9. 1 施行

目 的：広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者であつて、原子爆弾の傷害作用の影響を受け、今なお特別の状態にあるものに対し、特別手当の支給等の措置を講ずることにより、その福祉を図ることを目的とする。

諸手当の創設：特別手当、健康管理手当、介護手当

所得制限の導入(社会保障のたてまえ)

病気や年齢による制限

認定制度を根幹として医療法があくまで土台になった法律

○ 「私たち原爆被害者の基本的要求」(26 項目の要求) 1971. 9 第 15 回総会決定 【資料①】

「被爆者年金」の要求：すべての被爆者にその総合的被害を償い、再び被爆者をつくらぬ決意をこめて、被爆者年金を支給せよ

II 「原爆被害者援護法案のための要求骨子」 1973.4 ～野党共同援護法案の提出

(1) 要求項目の整理

われわれの要求する援護法の基本内容の骨子 14項目に整理・統合 【資料④】【資料⑤】
財産についての補償は、今後の問題として保留

(2) 「要求骨子」の被害論と責任論

○ パンフ『原爆被害の本質と原爆被害者援護法の要求』（専門委員会）

原爆被害の特質 ① 奇襲性、② 無差別性、③ 全面性、④ 全人性、⑤ 持続性 【資料⑥】

原爆被害に対するアメリカ・日本両政府の責任

加害の責任は、第一にアメリカ政府（明らかに国際法規としての戦争法規に違反した犯罪）
日本政府も重大な責任を負っている。

① 自らの責任で戦争を開始し、しかも国民総動員体制のもとに国民を置き、広島・長崎への原爆投下をひきおこす一般的状況を作った。

② たった一回対米抗議を行ったが、国体護持のため原爆投下を口実とした終戦が行われると占領目的に沿い、アメリカの原爆独占、核政策に協力。原爆被害を隠蔽、調査利用に協力。

③ サンフランシスコ条約第19条で賠償請求権を放棄。講和後も被爆者対策に消極的。戦争責任、被爆者棄民への責任を回避。第9条にかかげられた平和に対する責任、第25条、11条、97条にかかげられた基本的人権の尊重、社会保障の政府責任を怠って来た。

(3) 「要求骨子」による援護法の性格、意義 —— 「三つのほしょう」論

「要求骨子」は、まず、世界唯一の被爆国政府が、原爆被害を人間の「いのち」、「くらし」、「こころ」の全人間的被害として認識し、その認識の上に一方では核政策をやめさせるために全力をあげ、他方では被爆者の「全人間的崩壊」に対応する「総合的施策としての援護法」を制定することをその基本としている。

被爆者援護法は「三つのほしょう」の性格の上になり立っている。

○ 「被団協」新聞 第3号 1978.10.23

一、原爆投下によっておきた被害に対して、国は責任をもってつぐないを——〈過去の補償〉

二、被爆者の「からだ」「くらし」「こころ」の苦しみに対する保障を——〈現在の保障〉

三、決して、ヒロシマ・ナガサキをくりかえさせぬ平和の保証を——〈未来の保証〉

(4) 「要求骨子」にもとづく運動の発展

○ 各政党に「骨子」に基づく援護法案の作成を要請

【資料⑦】

厚生省前にテントを張った座り込み（5日間）を含む数次の中央大行動

国民的支援の広がり

○ 野党共同援護法の国会提出（1974.3.29）とその提案理由

【資料⑧】

原子爆弾被爆者援護法案

目的（第1条）：この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれている特別の状態にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者に対して医療の給付、被爆者年金又は遺族年金の支給等必要な措置を講じ、もってこれらの者を援護することを

目的とする。

医療の給付（第8条）：厚生大臣は、被爆者の負傷又は疾病（遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。）について、…医療の給付を行う。〔認定制度の廃止〕

被爆者年金（第15条）：被爆者には、被爆者年金を支給する。

- 4 被爆者のうち政令で定める障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことがあきらかである負傷又は疾病による障害を除く。）の状態にある被爆者に支給する被爆者年金の額は、…その障害の程度に応じ、二十四万円を超え、二百万円を超えない範囲内において政令で定める額とする。〔障害の程度による加算〕
- 5 前項の障害の程度を定めるに当たっては、被爆者が原子爆弾の放射能を受けたことによる疾病の特殊性を特に考慮すべきものとする。〔内部疾患の考慮〕

提案理由の説明（国家補償の原則に立つ、被爆者援護法の理由）

1. アメリカの原爆投下は国際法違反の犯罪行為。たとえサンフランシスコ条約で対米請求権を放棄したものであっても、被爆者の立場からすれば、請求権を放棄した日本政府に対して国家補償を要求する当然の権利のあることは明白

史上最初の核爆発の熱線と放射能による、はかり知れない人命と健康被害に目をつぶることは、世界唯一の被爆国としての日本が恒久平和を口にする資格なし

2. 太平洋戦争を開始し、この人類未曾有の惨禍をもたらした一切の責任が、日本政府にあったことは明白。とくに本土空襲、本土決戦の段階では、旧国民総動員法…、旧防空法や国民義勇隊による動員体制の強化にみられるように、六十五才以下の男子、四十五才以下の女子—即ち、国民は国家権力によってその任務につくことを強制されていたことは紛れもな事実

以上の理由から、全被爆者とその遺族に対し、放射能被害の特殊性を考慮しつつ、現行の「軍属・準軍属に対する援護法」に準じて、原爆被爆者援護法を提案することにした

○ 政府・与党の対応

- ・援護法と社会保障の中間の道（「第三の道」）検討、厚生省との交渉の窓口が公衆衛生局に
- ・自民党本部における「被爆者援護法制定要求大会」（1974. 3、「要求骨子」支持の自民議員49人に）
- ・特別措置法の改正

1974（昭49）：特別手当を治癒後も支給、一般・特別被爆者の区別を廃止

1975（昭50）：保健手当の新設、健康管理手当の年齢制限撤廃、家族介護手当の新設等

Ⅲ 援護法制定運動・世論の高まりから「基本懇」設置へ

（1）NGOシンポ、統一世界大会、市民懇の2000万人署名

○ 1977. 7～8 NGO被爆問題国際シンポジウム

- ・シンポに先立つ被爆者調査（一般調査・医学調査・生活史調査）
- ・32年間語れなかった心の傷（助けられなかった、水をやれなかった…罪意識）
- ・調査する側も、調査される側も、ともに変わった

・「被爆者」像の転換

「被爆者とは、私がかがいていたようなイメージではなく、あの被爆以来、何ものによっても破壊されることのない人間の尊厳をもちつづけながら運動してきた尊敬すべき人たちである。被爆者とは原爆の犠牲者としてのみ定義されるべきではない。それに抵抗してきた人々として定義されるべきである。」(国際調査団 A. カリアディン教授)

・基調テーマ＝〈原爆〉は人間に何をしたか、人間は〈原爆〉に何をなすべきか

「この国際シンポジウムは核軍縮に人間の顔を与えた。そして日本のヒバクシャは、失われた尊厳と社会をとり戻す方途を教えてくれている。我々は、我々が考える以上の意味において、今やすべてヒバクシャである。」(アーサー・ブース「原爆と人間」、1978)

被爆者の獲得してきた反原爆思想(核兵器廃絶・被爆者援護法)のもつ人間的、普遍的な意味が明らかにされ、被爆者たちは、自らの苦しみを語ることで核兵器をなくすことにつながることへの確信をもつことができた。

・市民団体との共同、統一世界大会の開催、被爆問題市民団体懇談会の結成

援護法制定2000万人署名運動の展開

署名用紙の改訂(1978夏) 「要求骨子」にもとづく署名用紙→4項目の署名用紙

一、ふたたび被爆者をつくらぬ決意を趣旨とする

(のちに「ふたたび被爆者をつくるまいとの決意をこめ、原爆被害にたいする国家補償をおこなうことを趣旨とする」に改訂)

一、被爆者の健康管理と治療・療養を全額国庫負担で行う

一、被爆者全員に被爆者年金を支給し、とくに障害をもつ者には障害年金を支給する

一、原爆死没者の遺族に弔慰金と遺族年金を支給する

(2) 孫振斗訴訟の最高裁判決 1978. 3. 30

○ 判例に見る「国家補償」の定義

【資料⑨】

○ 社会保障制度審議会(会長・大河内一男)の答申 1979. 1. 29

「専門家による権威ある組織を設け昭和五十三年(1978年)三月の最高裁判決の趣旨を踏まえて、速やかにこの問題に関する基本理念を明確にすべきである。」

(3) 基本懇設置(1979. 6. 8) その審議内容と2回の意見陳述(1979. 12. 6、1980. 5. 20)

原爆被爆者対策基本問題懇談会(厚生大臣の私的諮問機関、座長・茅誠司)

「戦時国際法に抵触するものであったとする場合に、国内法で国家補償を必要とするものなのかどうか。国家補償を必要としないものならばどういう形態で対処すべきものなのか。その基本から議論をしていただきたい」(橋本龍太郎厚相、1979. 4. 25 衆院社労委)

「その設立趣旨には「国家補償の精神に基づく」援護法をつくるとは言われていません」「基本的に社会保障の立場にたった現行法の枠を守り、真の国家補償をさげようとする政府の意図が読みとれる」(日本被団協「見解」、1979. 5. 2)

○ 専門委員会、代表理事会での検討

「被団協」新聞におけるキャンペーン 伝えられる審議内容への批判も

○「要求骨子(改訂版)」の趣旨で陳述

立法の趣旨 前文(目的)

1. 原爆被害の特質(総合性)

(1) 原爆攻撃は、(イ)未知の核兵器による奇襲攻撃により、退避する間もなく日常生活そのままの姿で殺傷、(ロ)住宅密集地域の中心部に投下され、非戦闘員を大量無差別に殺傷、(ハ)爆風、熱線、放射能により、人間とその生を支える社会・自然環境を全面的、根絶的に破壊、(ニ)生き残った被爆者の生命、経済・社会生活、精神の全面にわたる総合的破壊をもたらし、その被害は持続し、時と共に拡大・深化

(2) 原爆被害の惨状は、被爆者を「人間破壊」に迫いつめ、人間としての尊厳を蹂躪する反人間的な兵器であることを明示。くり返されるなら、人類と地球上の全生命は根絶の危機におとし入れられるだろうことを立証している。

2. 原爆被害へのアメリカ・日本政府の責任

(1) アメリカ政府の責任

① 戦争法規の精神に明白に違反する重大な犯罪行為、② 占領下の被害隠蔽、A B C Cを通じ被爆者を研究対象とし治療しなかった人道にもとる行為、③ 原爆使用により、たえざる核軍拡競争と人類絶滅への道を開き、人類の未来を不安におとし入れた反人道の行為
以上にてらし、被爆者は、アメリカ政府に対し損害賠償を要求する権利をもつ。

(2) 日本政府の責任

① 戦争開始・遂行責任、② 賠償請求権放棄の責任、③ 被爆者放置の責任

3. 核兵器のない平和な世界建設への国家責任と被爆者への補償責任

日本政府は、世界に核兵器禁止を積極的に訴える義務がある。国内においては被爆者の基本的人権(平和に生きる権利、幸福追求の権利)の全面的回復につくす具体的施策によって裏づけられていなければならない。これは、国が核兵器による被害の甚大さ、過去、現在と続く被爆者の苦しみへの国の責任をみとめることであり、そのつぐないをすることである。

国が核兵器禁止を世界に呼びかけることと、核兵器の被害者に「援護法」を制定することは、表裏一体をなすもの。国は、被爆者に対するみずからの責任への反省の上にたち、核兵器禁止への強固な決意のもとに、国家補償の精神にもとづく被爆者援護法をただちに制定すべきである。

援護法案の試算

【資料⑪】

署名4項目の要求に絞り込み

○ 基本懇委員からの質問

1. 被爆者の犠牲の上に日本の平和がつくられたという論拠で、国家補償とできるか(大河内)
→ そういうことも考えられる、そういう主張も排除はしない(伊東)
2. 被爆者の実状、生活の実態に関する資料はあるか(茅)

○ 次回再聴取に向けて、厚生省から提示された論点

1. 賠償請求か損失補償か
2. 制度の充実(金額、年金化)か、精神(責任の明確化)か

対象の範囲

一般戦災者との区別、原爆を特別とする理論的根拠

3. 「戦争終結」論について 沖縄との区別

○「平和の礎」論についての検討、批判

- ・国家補償にもとづいた援護法をつくるべきだが、それに必要な論拠を探そうとしている印象。
- ・八者協議会（広島・長崎県市の首長、議長）から出た「平和の礎」論について、広島現地で問題になっているらしい。基本懇で「平和の礎」論が出てきたら、どうするか？
- ・原爆投下についてのアメリカ側の主張（戦争終結論）を認めることになる。
- ・「礎」論から本当に国家補償が出てくるのか？
- ・一般戦災者と違うとする論拠、「戦争責任」をかわすためのもの
- ・援護法の論拠が争点 論拠が援護法の中身を規定する。
- ・最高裁判決のいう戦争責任と「平和の礎」論との関係は？
- ・遺族援護法：国に殉じた人たちに国が手厚い援護をすることは国として当然
- ・被爆者の尊い犠牲の上に今日の平和が建設されたという「平和の礎」論は、今までの運動過程にあるし消えていない。
- ・被爆者の心情としても手放しで言えるものではない。
- ・それを国家補償の主な論拠とすることはしない。
- ・被爆者年金の存在の平和への貢献」の表現は、「骨子（改訂版）」には入れない。

→「被団協」新聞での批判（高橋、今堀意見への小西反論など）

【資料⑫】

○「基本懇における討議の内容」への批判、予想される答申への反論の準備

IV 「基本懇」意見 1980. 12. 11 —— 被爆者の要求を阻む壁が明らかに

(1) 「基本懇」意見の概要

「およそ戦争という国家の存亡をかけての非常事態のもとにおいては、国民がその生命・身体・財産等について…何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、それは、…国民がひとしく受忍しなければならないところである」。

しかし、「原爆放射線による健康上の障害…この点が一般の戦災による被害を比べ、際立った特殊性をもった被害である」。

したがって、この「特別の犠牲」について、…結果責任として、戦争被害に相応する「相当の補償」を認めるべきであり、この「趣旨」において「国は原爆被害者に対し、広い意味における国家補償の見地に立って被爆者の実態に即応する適切妥当な措置対策を講ずべきものと考える。」

しかし、「第一に、国家補償の見地に立って考えるというのは、…国の完全な賠償責任を認める趣旨でない」。「第二に、原爆被爆者に対する対策は、…他の戦争被害者に対する対策に比し著しい不均衡が生ずるようであっては…社会的公正を確保するゆえんでもない。」「第三に、原爆被爆者対策は、国家補償の見地に立って基本的には、国の責任において行うべきであるとしても、その具体的内容は、結局は被爆者の福祉の増進を図ることを狙いとするものである」。

高橋健さん（専門委員会委員長）の発言（1981. 9. 12 専門委員会）

「被爆者運動は、法律の枠内でやる運動ではない」

○ 受忍論をめぐって

- ・ 受忍論は、戦争責任論を確立しないと突破できない
- ・ 基本懇は統治行為といったが、国の戦争遂行権を認めることができるのか
- ・ 国はどんな被害でも国民に受忍させることができるのか

○ 「被爆者援護法」とは、「原爆被害にたいする国家補償」の制度（署名用紙の改訂）

- ・ 被害を補償すること＝被害を「受忍」させないこと

○ 被害→責任→補償（制度内容）一貫したものに 「3つのほしょう」の二元論を克服

- ・ 原爆被害（全体像）の把握が決め手
- ・ 被害論（原爆のもたらした人間被害の特殊性）が責任論（国の戦争責任）に結びつく
- ・ 被害の結果について国として容認できない絶対的、否定的評価があれば、補償に結びつく

○ 援護法を制定すべき国の責任とは？

「3つの責任論」の整理

- ① 国の戦争責任 → 国の戦争責任こそが基本
- ② 対米請求権の放棄
- ③ 放置責任

戦争責任を国民の手で追及し、けじめをつける——平和憲法が根づくための条件

もう戦争はやらない。これから戦争を起したら、私たちの責任だ。

○ アメリカ政府の責任をめぐって

援護法は国に対する制度要求

→ アメリカの投下責任は、それとして独立に追及（1982. 1. 25 専門委員会）

アメリカの投下責任を追及しうる政府にどうしたらできるか？

日本政府が原爆否定、戦争否定の立場に立ち、日本の戦争責任を明確にしたうえでないと、説得性をもたない。

(2) 死没者・遺族対策の前進のために 1982. 10

死んだ者よりは生きている者が先に、という声も

死没者に対する償いこそが国家補償制度の根幹

(3) 「被爆者要求調査」 1983. 11～1984. 3

「ふたたび被爆者をつくらない」74%—— 被爆者の願いの最大公約数

VI 「要求骨子」の検討～「原爆被害者の基本要 求」策定へ

(1) 「要求骨子」の何が検討課題となったのか

立法趣旨と要求項目がつかない

援護法を制定すると、なぜふたたび被爆者をつくらないことになるのか

(2) 「基本要 求」策定過程の議論のポイント

① 原爆否定 (核兵器＝絶対悪の反人間的兵器)

前文「人間として死ぬことも人間らしく生きることも許さない絶対悪の兵器」

② 二大要 求 (核兵器廃絶と援護法の制定) の不可分の関係の定式化

「広島・長崎の犠牲がやむをえないものとされるなら、それは、核戦争を許すことにつながります」「援護法の制定は、国が原爆被害を補償することによって、「核戦争 (被害) を拒否する権利」をうち立てるもの」

③ 国家補償の4つの柱

「原爆被害にたいする国家補償をおこなうことを趣旨とする」

死没者・遺族へのつぐないを2番目の柱に

④ 原爆を投下したアメリカの責任

「人類史上において犯した罪は、核兵器を廃絶することによってしか償うことはできない」

「謝罪」要求の是非

⑤ 日本政府の責任

戦争責任 (戦争を遂行し原爆被害をもたらした責任) が基本

「侵略戦争」の責任? (侵略であれ何であれ、戦争を全面的に否定する方が正しいのでは?)

⑥ 被爆者の歴史的使命 「平和の礎」論の読みかえ

二大要 求の実現によって、「人類が二度とあの“あやまちをくり返さない”ためのとりでをきずくこと」

⑦ 二大要 求と緊急要 求の関連

「緊急要 求がすべて実現しても、それによって「国家補償」が実現するものではない」

「実現されるべき援護法の内容をより充実させるものでもある」

⑧ 加害と被害をどうとらえるか

国が起こした戦争の責任を追及しつづけることによって、ふたたび被爆者をつくらない (被害者にも加害者にもならない)、再び国にあやまちを起こさせない、私たちもそのお先棒を担がないという反省をこめた運動。戦争した国の国民自身の責任のとり方でもある。

⑨ 他の戦争被害との関連

「在外被爆者、外国人被爆者、核実験被害者などに対する補償制度の根幹となる」

「一般市民の戦争被害に対する補償にも道をひらく」

(3) 「基本要 求」による国民的合意の形成をめざして

3点セットの運動

【資料⑬】【資料⑭】

① 「ふたたび被爆者をつくらない」ための国民署名

② 衆参国会議員の賛同署名

③ 地方議会の援護法制定促進決議

私たちにとっての被爆者援護法 (原爆被害にたいする国家補償) の意味

【資料⑮】【資料⑯】

「原爆被害への国家補償」について考え合う

== 「要求骨子」から「基本要求」へ・その2 ==

2016. 7. 23 栗原 淑江

【きょうの課題】

1970～1980年代の被爆者運動における「国家補償論」の発展の道筋（概要）をたどってみた前回報告の要点（論点）を整理し、それぞれの柱ごとに、当時の被爆者運動が何をどのように提起していたのかを深めてみたい。

1. 施策の対象となる原爆被害とは？

● 国の施策の対象

：原子爆弾の被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態…健康の保持及び向上をはかる

：原子爆弾の傷害作用に起因／現に医療を要する状態にある／当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に治療を要する状態にある場合

○ 被団協の主張

：原爆被害者とは、原爆障害者及び原爆死没者ならびにそれ等の者の同一世帯員（略）をいう。

原爆被害者は ①国の責任において遂行した戦争による犠牲であり、②原爆という当時においては予想を絶する特殊兵器によるものであるから、…③全く個人の責任範囲外の被害である

2. 「国家補償」要求の4項目（制度のなかみ）

1) 認定制度の撤廃

2) 「被爆者年金」の要求 ここに込められたものは？

○ 『つるパンフ』の13項目の要求 から「原爆被害者援護法案のための要求骨子」へ

：原爆投下以来今日までの精神的苦しみに対する慰謝料や、家屋、財産の喪失に対する賠償金などの複雑な問題は留保 → 財産についての補償は留保

○ 「原爆被害者の基本要求」1984. 11

被爆者の苦しみは「被爆者であること」それ自体です。原爆被害は決して基本懇がいうような「放射線晩発障害」だけではありません。被爆者年金は、被爆したために、生きている限り背負いつづけなければならない身体的・精神的な苦痛や不安、社会生活上の困難などの原爆被害を償うものです。

3) 原爆死没者の位置づけ

○ 被団協の主張

死没者・遺族対策の前進のために 1982. 10

核戦争最大の犠牲者である死没者とその遺族については何の調査もしようとはせず、その数の把握すら…しませんでした。このことは、原爆被害の実態についての認識をゆがめるばかりでなく、…その真相をおおいかくすことになり、その責任は重大

死没者に対する償いこそが国家補償制度の根幹 (「基本要求」)

「原爆の最大の犠牲者は死没者です。およそ被害補償制度にして、死没者補償を含まないものはありえません。弔慰金と遺族年金は、国としてその非業の死に対する弔意を示すとともに、家族の被爆と死によって長く苦しい人生をたどらされた遺族に対する償いの意味をもつものです。」

● 国の対応

[基本懇「意見」]

(弔慰金、遺族年金の支給について) 数限りない悲惨な戦災者との均衡を無視することは、社会的公正を実現するゆえんとはいいえず、国民的合意を得ることはむずかしい。

旧軍人軍属等に対する援護策は国と特殊の法律関係にあった者に対する国の施策として実施されているもので、…これと同一視するわけにはいかない。

[援護に関する法律]

「生存者対策」としての特別葬祭給付金 (「基本要求」パンフ p. 52、政府答弁)

4) 「原爆被害者援護法」の定義＝原爆被害にたいする国家補償

3. 原爆被害をもたらした日本政府の責任

○ 援護法を制定すべき国の責任とは？

4. 二大要求 (核兵器廃絶と原爆被害への国家補償) の関連

被爆者の何よりのねがいは「ふたたび被爆者をつくらない」こと (「被爆者要求調査」1984)

日本被団協結成以来かかげて来てはいるが、その関連は60年の間、つねに一樣だったわけではない

- 1) 原水爆禁止運動のなかで 原水爆の禁止と被爆者救援は「車の両輪」
- 2) 原水爆禁止運動の分裂の嵐のなかで
- 3) 被爆者運動の自立 被爆者ならではの要求で統一 『つるパンフ』以降の援護法要求と運動
- 4) 「基本要求」

前提に、原爆の絶対否定 (人間として死ぬことも生きることも許さない絶対悪の兵器)

原爆被害をもたらした米日両政府の責任を明確に

米日両政府への要求 (責任のとり方) を「二大要求」として定式化

同時に、二つの要求の不可分の関係を明確にする

- 5) 「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」の提起

5. その他

ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会

《被爆者運動に学び合う 学習懇談会》シリーズ4

《資料》「要求骨子」から「基本要求」へ

== 国家補償論の発展をふり返る ==

もくじ

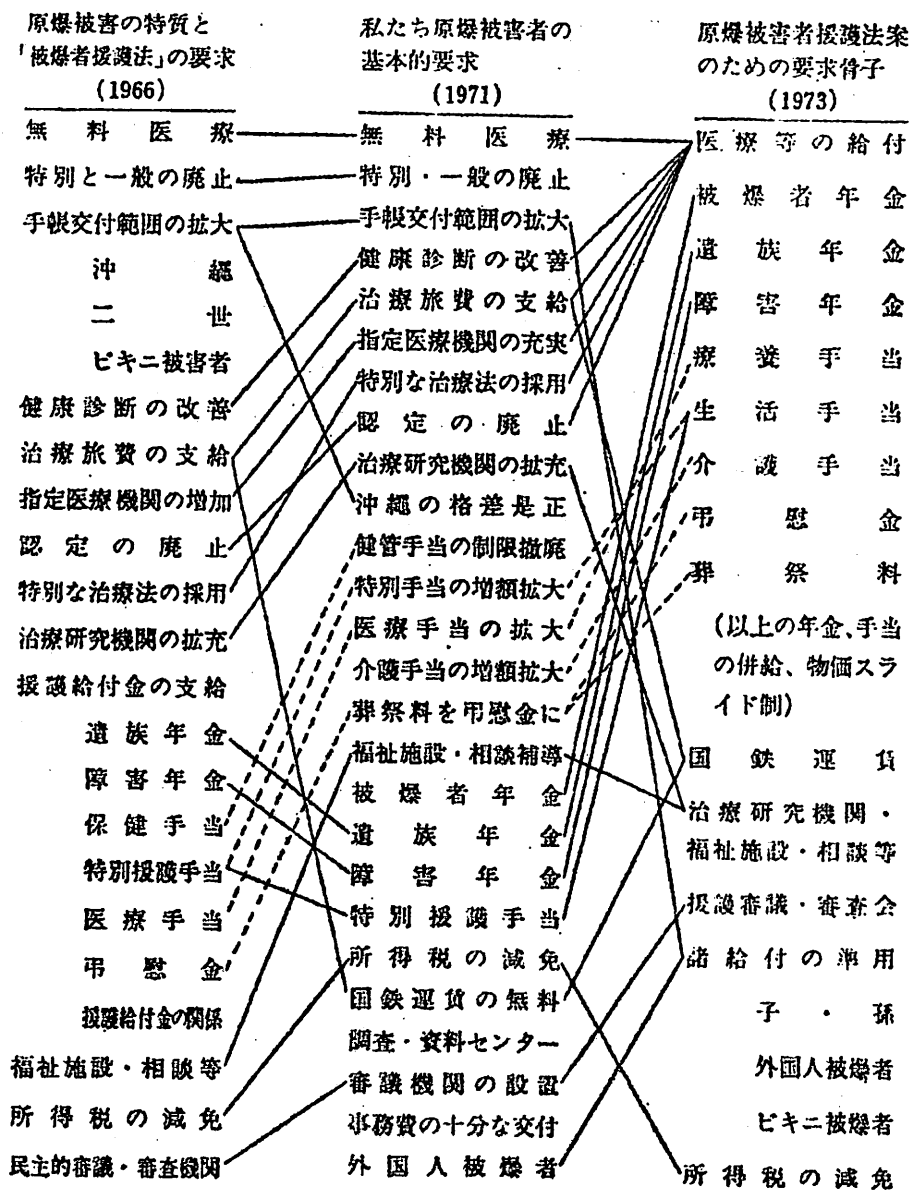
【資料①】 援護法要求の項目とその変化（濱谷正晴「戦後史における原爆被害の意味」より）	2
【資料②】 原爆被害の諸要因の構造的関連（『つるパンフ』より）	3
【資料③】 原爆被害者に対する国家責任（『つるパンフ』より）	
【資料④】 原爆被害者援護法案のための要求骨子	4
【資料⑤】 援護法案の骨子と今の法律（「原爆被害者援護法案のための要求骨子」のしおりより）	7
【資料⑥】 原爆被害と被爆者援護法の要求（『原爆被害の本質と原爆被害者援護法の要求（案）』より）	
【資料⑦】 野党の原爆被害者援護法案提案経過	8
【資料⑧】 原子爆弾被爆者援護法案 提案理由説明（昭和49.4.4）	9
【資料⑨】 判例にみる「国家補償」の定義	10
【資料⑩】 被爆者援護法をめぐる争点／同（下） 石田忠（「被団協」No.17・18、1980.5・6）	12
【資料⑪】 被爆者援護法要求骨子試算額（昭和54年度）	14
【資料⑫】 いわゆる「平和の礎」論に思う 高橋健（「被団協」No.19、1980.7）	15
【資料⑬】 3点セットの運動 衆参国会議員賛同署名・促進決議・国会請願署名	16
【資料⑭】 同 首相と6閣僚に官房長官が“お目玉”（1989.2.16 毎日）	17
【資料⑮】 被爆者援護法とは何か 石田忠（「被団協」No.60、1984.1）	18
【資料⑯】 被爆者が求めている援護法とは？（パンフ『被爆者援護法のはなし』より）	19
【資料⑰】 援護法をめぐる対照表：被爆者の要求と国の施策	20

付・国の戦争責任と被爆者運動（問題）をめぐる略年表

《別冊》パンフレット『原爆被害者の基本要求—ふたたび被爆者をつくらないために—』

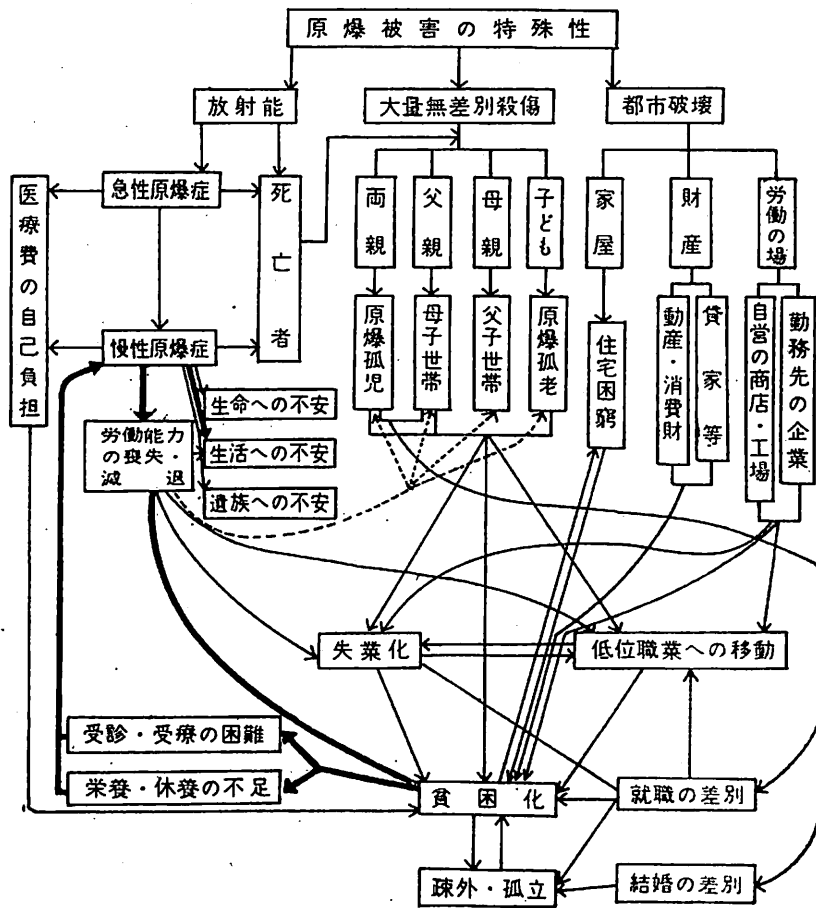
（日本被団協、2006.9「新版」）

【資料①】 援護法要求の項目とその変化

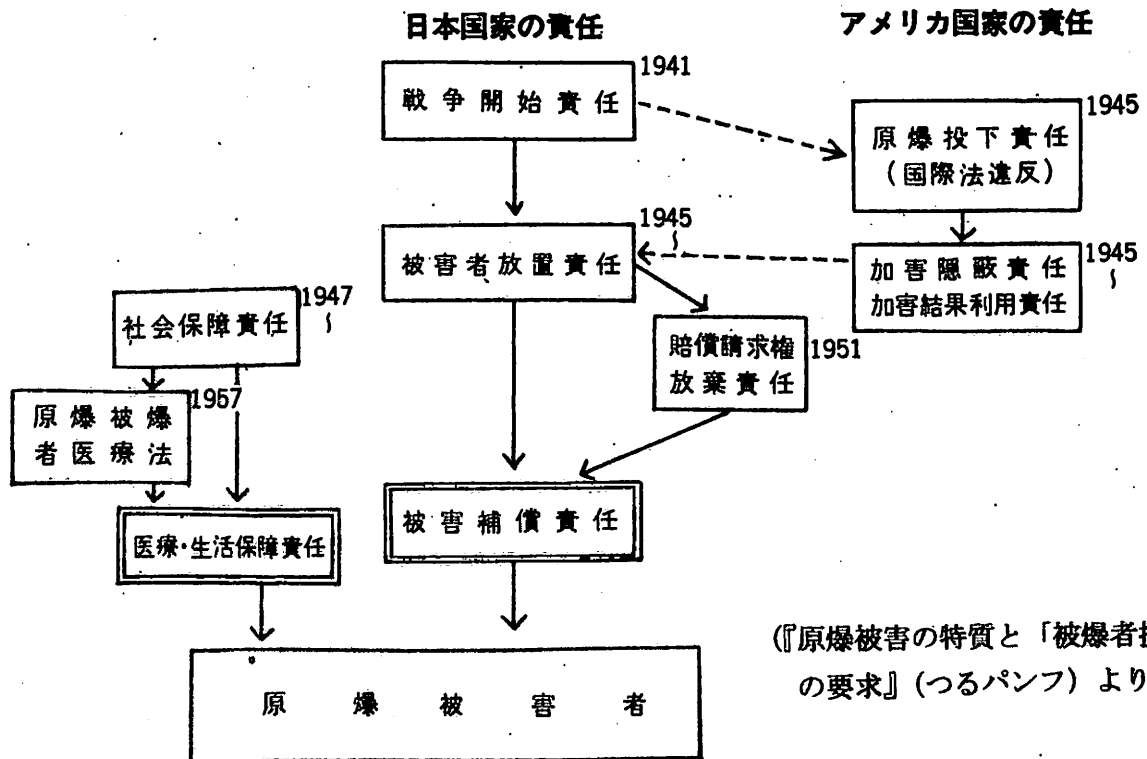


(濱谷正晴「戦後史における原爆被害の意味」、『季刊 科学と思想』第17号、1975.7より)

【資料②】 原爆被害の諸要因の構造的関連



【資料③】 原爆被害者に対する国家責任



『原爆被害の特質と「被爆者援護法」の要求』(つるパンフ)より

原爆被害者援護法案のための 要求骨子

1. 医療等の給付
2. 被爆者年金
3. 遺族年金
4. 障害年金
5. 療養手当
6. 生活手当
7. 介護手当
8. 弔慰金
9. 葬祭料
10. 国鉄運賃
11. 原爆医療の治療研究機関・福祉施設の設置・拡充・相談事業・職業補導
12. 被爆者援護審議会及び援護審査会
13. 前記諸給付の準用について
14. 所得税の減免

日本原水爆被害者団体協議会

東京都港区新橋六一一九―二三 東友会気付 TEL〇三―四三二―八二二〇

はじめに

原爆被害者及び日本原水爆被害者団体協議会の被爆者援護法制定の要求は、遠く昭和三十一年にさかのぼる。その後、日本原水爆被害者団体協議会は、昭和四十一年に「原爆被害の特質と被爆者援護法の要求」（通称つるパンフ）を発表し、原爆被害の特質と立法要求の根拠を明らかにした。

昭和四十三年の「特別措置法」の制定以後は、二十六項目にわたる「基本
要求」を掲げてきたが、ここに、それらの要求を代表理事会の責任で整理・
統合し、われわれの要求する援護法の基本内容の骨子を明らかにする。
ただし、財産についての補償は、今後の問題として保留する。

一九七三年四月二日発表

援護法の骨子

次のものに被爆者手帳を交付し、以下国家補償の精神に立つた援護を行なり。

- (1) 原爆が投下された際、当時の広島市・長崎市の区域やその隣接する区域内にあった者。
- (2) 原爆が投下された時から一定の期間内に一定の区域に入った者。
- (3) その他の事情で身体に原爆による放射能の影響をうけた者。
- (4) 前のいづれかに該当する人の当時の胎児であった者。

1 医療等の給付

被爆者手帳の交付を受けた者（被爆者）に、左記の医療を国費によって行なり。

イ、健康管理

- (i) 指定された医療機関で定期年2回、随時年2回、成人病検査を含む、一般健康診断を行なり。
- (ii) 本人の希望および一般健康診断の結果によって、収容検査をふくむ、精密検査を本人の希望する病院で随時行なり。
- (iii) 検査のための本人及び付添人（必要ある者）の交通費、宿泊費を支給する。

ロ、療養の給付

- (i) 被爆者に疾病が発見された場合には、本人の希望する病院において、診察・薬剤、又は治療材料の支給、医学的処置・手術・その他の治療並びに施術の給付、病院・診療所への収容、看護・移送の給付、更生医療給付、補装具の支給・修繕を行なり。
- (ii) 又、本人の希望により、温泉治療・はり・灸・マッサージ・漢方等の治療法をも併用する。

2 被爆者年金

イ、「被爆者」の身体上、経済上の困難と精神的苦痛及びその存在の平和への貢献に対し、被爆者全員に

ロ、年間、十八万円以上の年金を終身支給する。

3 遺族年金

イ、「被爆者」で死亡した者（昭和二十年八月六日・九日及びそれ以後の死亡者すべてを含む）の三親等以内の遺族一名に対し

ロ、年間、十八万円以上の年金を終身支給する。

4 障害年金

イ、「被爆者」で、原爆による身体障害（ケロイド・固定的な内部疾患を含む）をもつ者に対し

ロ、その障害の程度に応じ

ハ、年間、最低三十六万円以上の年金を支給する。*

* 治癒可能な疾患まで含め、場合によっては期限付年金を設ける。

5 療養手当

イ、「被爆者」で疾病治療のため、入通院・自宅療養の必要な者に対し

ロ、月二万円以上の療養手当を疾病期間およびその余後に涉って支給する。

6 生活手当

イ、「被爆者」で生活困難をきたす者について、国民的生活水準を保障する趣旨の下に（家族への加算金を含む）

ロ、その所得の状況に応じて

ハ、月二万円以上の生活手当を生活困難が生じている期間支給する。

7 介護手当

- イ、「被爆者」で疾病・障害があり介護を必要とする者に対し
- ロ、家族介護については、三万円以上の介護手当を、その他の者の介護にあたっては、その実費を介護を必要とする期間支給する。

8 弔慰金

- イ、「被爆者」で死亡した者（昭和二十年八月六日・九日まで遡及）には
- ロ、十万円以上の弔慰金を遺族に支給する。

9 葬祭料

- イ、被爆者手帳保持者で死亡した者に対しては
 - ロ、五万円の葬祭料をその遺族に支給する。
- なお、以上の年金・手当等は併給するものとし、物価スライド制とする。

10 国鉄運賃

- イ、被爆者手帳保持者で治療・診断のため国有鉄道を利用する者およびその介護人に対し
- ロ、国鉄運賃を無料とし、その分を国が負担する。

11 原爆医療の治療研究機関・福祉施設の設置・拡充・相談事業・職業補導

- イ、原爆の影響による諸障害の治療・研究機関の設置と拡充
- (i) 原爆症の病理および治療法研究の前進のための施設を設置・拡充し、被爆者を直接対象とする、臨床・研究・調査の三部門を総合する態勢を国費で確立する。

(ii) 原爆被害に関するアメリカ側の全資料を返還させ、原爆後障害調査委員会(A・B・C)を撤去させ、その施設は前記態勢のセンターとして活用する。

- ロ、老人被爆者、小頭症被爆者などのために福祉施設の増設・充実を行ない、必要に応じて終身収容する。又、一般の諸施設の利用についても優先措置を講ずる。
- ハ、被爆者の相談事業、職業補導のため政府が被爆者率社員・被爆者生活相談員などの制度を設け、施設を作るなど、地方自治体の施設の設置・運営を補助する。

12 被爆者援護審議会及び援護審査会

被爆者代表・学識経験者・民主的医療機関従事者等からなる「被爆者援護審議会」を設け、被爆者施策のいっそうの前進を図る。又、「援護審査会」を設置し、前記手当給付のために必要な審査を行なう。

13 上記諸給付の準用について

- イ、被爆者の子・孫で本人及び保護者の希望があった場合は被爆者手帳を交付し、1医療等の給付、4障害年金、5療養手当、6生活手当、7介護手当、8弔慰金、9葬祭料、10国鉄運賃無料の対象とする。
- ロ、外国人被爆者で日本国内に居住する者については、日本人被爆者と同等の給付を行なう。ただし、遺族年金・弔慰金・葬祭料については遺族が外国籍を有し、かつ外国に居住する場合は除外する。
- ハ、ヒキニ水爆被爆者については、1医療等の給付、5療養手当、7介護手当、9葬祭料の給付を行なう。

14 所得税の減免

所得税法を改正し、

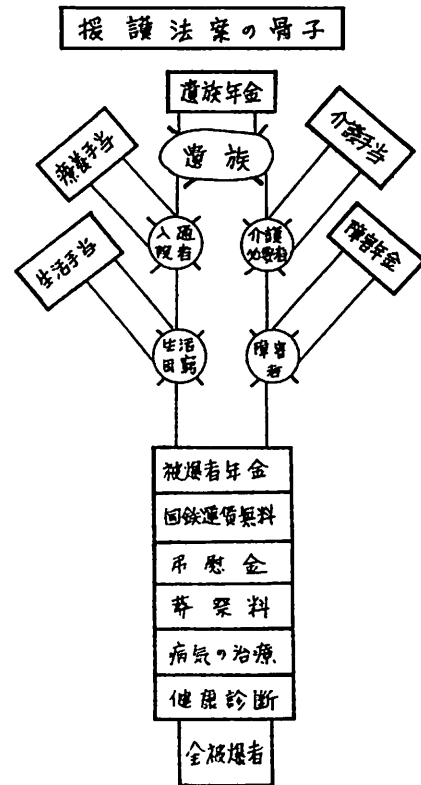
- イ、被爆者（日本国内に居住する外国人対象者を含む）に対し
- ロ、所得税の減免を行なう。

【資料⑥】

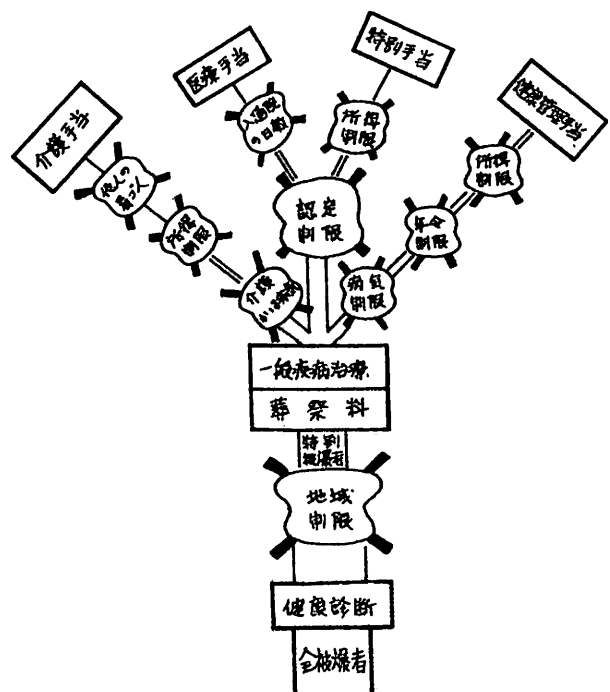
<p>戦後政策</p> <p>原爆投下</p> <ul style="list-style-type: none"> 瞬間性 無差別性・全面性 (セノサイド・バイオサイド・エコサイド) 全人性 (Sのち・くらし・こころ) 持続性 <p>米・原爆被害陰蔽・無視・利用</p> <p>日・被爆者放置・部分的施策</p>	<p>被害の特質</p>
<p>(不安・無力・挫折 孤立)</p> <p>健康障害 (放射能害)</p> <p>生活障害 (家族・職場・財産・地域の喪失)</p> <p>こころの障害</p>	<p>被爆者への被害内容</p>
<p>なし</p>	<p>政府の施策</p> <p>病気を中心とした保障 (予防面の欠落)</p> <p>病気に関連した若干の施策</p>
<p>被爆者年金・遺族年金 弔慰金</p>	<p>援護法のための要求骨子の主な要求</p> <p>医療無料・療養手当</p> <p>障害年金・生活手当</p>

『原爆被害の本質と原爆被害者援護法の要求 (案)』より

【資料⑤】 援護法案の骨子と今の法律



今の法律



〔原爆被害者援護法案のための要求骨子〕のしおり

【資料⑦】

野党の原爆被害者援護法案提案経過

日本原水爆被害者団体協議会

- 1973. 4. 2 日本被団協「原爆被害者援護法案のための要求骨子」発表
- 4. 3 各党に「骨子」への支持と各党案の作成を要請
- 8. 5 日本共産党「原爆被害者援護法案要綱」を発表
- 8. 11 自由民主党「被爆者援護について」を発表
- 11. 6～11 日本被団協11月中央行動一厚生省前にテントを張って5日間座り込み
- 11. 8 日本社会党「原爆被害者援護法案要綱」発表
- 11. 17 民社党「原子爆弾被爆者援護法案の提案について」発表
- 11. 27 日本被団協4野党書記長・書記局長に対し、野党共同提案を要請
- 11. 28 4野党書記長・書記局長会談で、「被爆者援護法制定のため、野党共同提案」を決定
- 1974. 1. 23 野党4党と日本被団協の「原爆被害者援護法案」のための協議開始
- 1. 27 公明党「原子爆弾被爆者の援護立法政策要綱」発表
- 3. 13 日本被団協3月中央行動
 - * 自民党本部講堂で「援護法制定要求大会」
 - * 野党4党との懇談など
- 3. 29 社公共民野党4党共同の「原爆被害者援護法案」衆院に提案
審議未了廃案

その後の経過

- ① 1974・3・(72国会)衆・社公共民提案 廃案
- ② "・12(74国会)参・" 継続審議・廃案
- ③ 75・10(76国会)参・社公民共二院ク 継続審議
[76.12廃案(12月の衆院解散に伴い)]
- ④ 77・4(80国会)衆・社公民共新自ク提案 廃案
- ⑤ 77・10(82国会)衆・" 継続審議・
78.4撤回
* 79.6「被爆者対策基本問題懇談会」(基本懇)発足
80.12「同」意見書発表
- ⑥ 81・3(94国会)衆・社公民共新自ク連提案(本会議) 廃案
- ⑦ 82・4(96国会)衆・社公民共新自連(新自ク・社民連) 廃案
- ⑧ 83・3(98国会)衆・" 継続審議・廃案
- ⑨ 84・3(101国会)衆・" 廃案
- ⑩ 85・4(102国会)衆・社公民共連提案 廃案
- ⑪ 86・3(104国会)衆・社公民連提案 「全野党の修正案」 否決・廃案
共産修正案提案
- ⑫ 87・5(106国会)衆・社公民連提案 撤回
共産修正案提案 否決
- ⑬ 88・4(108国会)衆・社公民提案 撤回
共産修正案提案 否決
- ⑭ 89・5(110国会)衆・社公民提案 会期切れ廃案
共産修正案提案 否決廃案
- ⑮ 89.11.14(116国会)

参・社・公・共・連合参議院・民・参院クラブ提案

【資料⑧】

原子爆弾被爆者援護法案

提案理由説明

(昭和四十九年四月四日)

私は、たゞいふまでもなく、原子爆弾被爆者援護法案に付きまして、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党、民社党を代表致しまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十年八月六日、続いて九日、広島・長崎に投下された人類史上最初の原爆投下は、一瞬にして三十万人余の生命を奪ひ、両市を焦土と化したのであります。

この原爆による被害は、放射能と熱線と爆風によるものであって、たとえ一命をとりとめぬ人達も、この世のできごととは思われない焦熱地獄を身をもつて体験し、生涯消えることのない傷痕と、原爆後遺症に苦しみ、病苦・貧困・孤独の三重苦にさいなまされながら今日まで生きつづけて来たのであります。

我國の戦争犠牲者に対する援護は、軍人、公務員のほか、軍属・準軍属など國との雇用関係又は一部特別協力関係にあるものに限定されてきたのであります。

しかし原爆の投下された昭和二十年八月のいわゆる「本土決戦」の非戦闘員と戦闘員を区別して処遇し、原子爆弾による被害について國家責任を放棄する根拠があるではありません。

被爆後二十九年間、生きつづけて来られた三十余万人の被爆者と死没者の遺族が「もうこれ以上待ち切れぬ」という心情を思

り時、國家補償の精神による被爆者援護法を作ることには、われわれの当然の責務といわなければなりません。

國家補償の原則に立つ、援護法の第一の理由は、アメリカの原爆投下は國際法で禁止された毒ガス、生物化学兵器以上の非人道的兵器による「無差別爆撃」であつて、國際法違反の犯罪行為であり、たとえサンフランシスコ条約で日本が対米請求権を放棄したものであつても、被爆者の立場からすれば、請求権を放棄した日本國政府に対して國家補償を要求する当然の権利のあることは明白であります。

まして、われわれがこの史上最初の核爆発の熱線と放射能による、はかり知れない人命と健康被害に目をつぶることは、世界唯一の被爆國としての日本が恒久平和を口にする資格なしといわれはなりません。

第二の理由は、今時、太平洋戦争を開始し、この人類史上未曾有の惨禍をもたらした一切の責任が、日本政府にあることは明白であるからです。

特にサイパン、沖縄陥落後の本土空襲、本土決戦の段階では、旧國家總動員法はいうまでもなく、旧防空法や國民義務隊による動員体制の強化にみられるように、六十五才以下の男子、四十五才以下の女子——即ち、全國民は國家権力によってその任務にづくことを強制されていたことは紛れもない事実であります。

わたくしどもは以上のような理由から、全被爆者とその遺族に対し、放射能被害の特殊性を考慮しつつ、現行の「軍属・準軍属に対する援護法」に準じて、原爆被爆者援護法を提案することといたしましたのであります。

次にこの法律の内容の概要をご説明申し上げます。

第一は、健康管理及び医療の給付であります。健康管理のため定期年二回、臨時二回以上の健康診断や成人病検査、精密検査等を行なうことや、被爆者の負傷又は疾病について医療の給付を行ふ、その医療費は全額國庫負担とするにいたしましたのであります。

なお「治療並びに施術」に照しては、放射能後遺症の特殊性を考慮、はり、きゅう、マッサージをも併せ行いうるよう別途指針をつくることといたしました。

第二は、医療手当及び介護手当の支給であります。被爆者の入院、通院、在宅療養を対象として、月額二万円の範囲内で医療手当を支給する。又、被爆者が安心して医療を受けることができるよう月額六万円の範囲内で介護手当を支給し、家族介護についても給付するよう措置したのであります。

第三は、被爆二世又は三世に対する措置であります。被爆者の子又は孫で希望者には健康診断の機会を与え、さらに放射能の影響により生ずる疑いがある疾病にかかったものに対して、「被爆者」とみなし「健康診断、医療の給付及び医療手当・介護手当の支給を行なうこと」にいたしました。

第四は、被爆者年金の支給であります。全被爆者に対して、政令で定める障害の程度に応じて、年額、最低二十四万円から最高二百万円までの範囲内で年金を支給することにいたしました。障害の程度を定めるにあつては、被爆者が原爆の放射能を受けたことによる疾病の特殊性を特に考慮すべきものといたしました。

第五は、遺族年金の支給であります。被爆者の遺族に対して年額三十六万円の遺族年金を支給することにいたしました。

第六は、被爆者年金等の年金額の自動的改定措置、即ち賃金自

動スライド制を採用いたしました。

第七は、弔慰金の支給であります。被爆者の遺族に対して弔慰のため、昭和二十年八月六日に遡つて、五十万円の弔慰金を支給することにいたしました。

第八は、被爆者が死亡した場合は、五万円の葬祭料を、その葬祭を行なうものに対して支給することとしたのであります。

第九は、被爆者が健康診断や治療のため国鉄を利用する場合に、本人及びその介護者の国鉄運賃は無料とすることにいたしました。

第十は、原爆孤老、病弱者、小頭症等、その他保護、治療を必要とするものために、國の責任で、収容・保護を施設すること。被爆者のための相談所を都道府県が設置し、國は施設の設置・運営の補助をすることにいたしました。

第十一は、厚生大臣の諮問機関として原爆被爆者援護審議会を設け、その審議会に、被爆者の代表を委員に加えることにいたしました。

第十二は、沖縄における被爆者に対して、昭和三十二年四月から昭和四十一年六月三十日までの間に、原爆に関連する負傷・疾病につき医療を受けた沖縄居住者に対して、十万円を限度とする見舞金を支給することにいたしました。

第十三は、日本に居住する外国人被爆者に対しては本法を適用することにいたしました。

なお、この法律の施行は、昭和四十九年十月一日であります。以上がこの法律の提案の理由および内容であります。なにとぞ慎重ご審議のうえ、すみやかに可決せられるようお願い申し上げます。

【資料⑨】判例にみる「国家補償」の定義

1. 東京地裁 昭和 38.12.7 判決（原爆裁判）

「人類の歴史始って以来の大規模、かつ強力な破壊力をもつ原子爆弾の投下によって損害を被った国民に対して、心から同情の念を抱かない者はないであろう。戦争を全く廃止するか少くとも最少限に制限し、それによる惨禍を最少限にとどめることは、人類共通の希望であり、そのためにわれわれ人類は日夜努力を重ねているのである。

けれども、不幸にして戦争が発生した場合には、いずれの国もなるべく被害を少くし、その国民を保護する必要があることはいうまでもない。このように考えてくれば、戦争災害に対しては当然に結果責任に基く国家補償の問題が生ずるであろう。現に本件に関するものとしては「原子爆弾被害者の医療等に関する法律」があるが、この程度のものでは、とうてい原子爆弾による被害者に対する救済、救援にならないことは、明らかである。国家は自らの権限と自らの責任において開始した戦争により、国民の多くの人々を死に導き、傷害を負わせ、不幸な生活に追いこんだのである。しかもその被害の甚大なことは、とうてい一般災害の比ではない。被告がこれに鑑み、十分な救済策を執るべきことは、多言を要しないであろう。

しかしながら、それはもはや裁判所の職責ではなくて、立法府である国会及び行政府である内閣において果たさなければならない職責である。しかも、そういう手続によってこそ、訴訟当事者だけでなく、原爆被害者全般に対する救済策を講ずることができるのであって、そこに立法及び立法に基づく行政の存在理由がある。終戦後十数年を経て、高度の経済成長をとげたわが国において、国家財政上これが不可能であるとはとうてい考えられない。われわれは本訴訟をみるにつけ、政治の貧困を嘆かずにはおられないのである。」

2. 福岡高裁 昭和 50.7.17 判決（孫振斗訴訟、控訴審）

「……原子爆弾による被爆は、戦争という全く個人の責任に帰することのできない国家の行為によって生じたものであり、しかも、その被爆者は、原爆特有の放射能、熱線、爆風等の傷害作用により、一般戦災者の場合と比較して、「肉体的にも精神的にも社会生活の面でも、より一層悲惨かつ不安定の状態におかれた点に顕著な特異性があり、原爆二法は、かかる意味での戦争犠牲者の救済を目的としたものと考えられる一面があるので、これを純然たる社会保障法として性格づけてしまうことにはなお問題が残るものといわなければならない。」

3. 広島地裁 昭和 51.7.27 判決（石田訴訟）

「しかも被爆者を不安な健康状態に陥れたのは、直接的にはアメリカ軍による原子爆弾の投下であるとはいえ、それは所詮わが国がその権限と責任において開始した戦争により招来されたものであり、被爆者個々人の責任によるものではない。

被爆者は、自己の責任によらずして原子爆弾の投下による被害という人類史上初の不幸な体験を余儀なくされたものであり、被爆時の悲惨さはいうに及ばず、戦後三〇年間を生き抜いて来た中においても幾多の辛酸を嘗め、今日においても多くの被爆者が身体的、精神的に、また経済生活、社会生活の面において、なお悲惨かつ不安な境遇にあるであろうことは優に推測し得るところである。

わが国は、現行憲法のもとに政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意して、国際紛争の解決手段としての戦争、武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄し、平和主義の理念に徹したのであるが、これも原子爆弾による被爆者、多大の戦争犠牲者を招来した過去の忌まわしい戦争に対する真摯な反省からであってみれば、わが国にとって戦争犠牲者、とりわけ被爆者に対する援護措置は回避し得ない問題であり、被爆者の実態に即した対策をとるべきことはいうまでもない。」

4. 最高裁第一小法廷 昭和 53. 3. 30 判決（孫訴訟、上告審）

「……原爆医療法は、被爆者の健康面に着目して公費により必要な医療の給付をすることを中心とするものであって、その点からみると、いわゆる社会保障法としての他の公的給付立法と同様の性格をもつものであるということが出来る。しかしながら、被爆者のみを対象として特に右立法がされた所以を理解するについては、原子爆弾の被爆による健康上の障害がかつて例をみない特異かつ深刻なものであることと並んで、かかる障害が遡れば戦争という国の行為によってもたらされたものであり、しかも被爆者の多くが今なお生活上一般の戦争被害者よりも不安定な状態に置かれているという事実を見逃すことはできない。原爆医療法は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することができないのである。例えば同法が被爆者の収入ないし資産状態のいかんを問わず、常に全額公費負担と定めていることなどは、単なる社会保障としては合理的に説明しがたいところであり、右の国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することができないのである。また……原爆医療法が……外国人に対しても同法を適用することとしているのは、被爆による健康上の障害の特異性と重大性のゆえに、その救済について内外人を区別すべきではないとしたものにほかならず、同法が国家補償の趣旨を併せもつものと解することと矛盾するものではない。」

被爆者援護法をめぐる争点

石田 忠

厚生大臣の諮問機関「原爆被爆者対策基本問題懇談会」が、いま最終的なまとめの段階に入っており、六月頃には答申が出ると思われる。

必要ではないでしょうか。

その争点の①。昭和二十七年の「戦傷病者、戦没者遺族等援護法」の提案に当って政府はその理由をこう説明しました。「戦傷病者、戦没者遺族等は、過去における戦争において国に殉じた者でありまして、これらの者を国が手厚く処遇するのは、元來國として當然の義務でございます。

の責任によるものではない。」

次は昭和五三年の孫振斗訴訟最高裁判決。「原爆被爆者による健康上の障害が、かつて例をみない特異かつ深刻なものであることと並んで、かかる障害が避けられず戦争という国の行為によってもたらされたものであり、しかも被爆者の多くが今なお生活上一般の戦争被害者よりも不安定な状態に置かれているという事実を見過すことはできない。

から、被爆者は国又は平和に「殉じた者」であるから、これを「国が手厚く処遇」してやるという考え方は到底出て来ません。そうだとすれば、右に紹介した二つの考え方は相互に対立するものになります。争点の二つがここにあるとした所以です。

争点の第三。被爆者の立場からすれば、アメリカの原爆投下はとうしても容認できないということがあります。原爆は人間に対して何をなしたか、そして今もなしているか。これはN.G.O.シンポジウムの主要テーマの一つでした。それが被爆者の立場の確立のうえに追求されたので、原爆被害の全体像に向っての断期的な前進がみられました。原爆は文化の破壊と人間性の否定を直接の目的とする兵器であることが明らかになりました。戦争は本来的に残酷なものであるといわれますが、その残酷性の質が原爆の出現によって、変ってしまっただけです。人間は、原爆核兵器と共存することができないというものが多くの事実として明らかになりました。

このことは、あの原爆の使用はいかなる理由によってもこれを正当化することができないというものです。

「戦争終結・平和の犠牲になった」ということがあつたならば、それが「戦争終結・平和」のためであつたのだから、あの原爆の使用は正当であつたといふことになるのか、ならないのか。それが「またたび被爆者をしるす」ない「決意と矛盾する」となるのか、ならないのか。

援護法の内容に関する争点については、次号でふれることにしますが、いずれにせよ被爆者がいま一度それぞれの原爆体験をじっくり考え直してみるときが来たように思われます。(明治大学)

で、基本線の援護法構想がどのような根拠に立つものであるのか、その二つの一般の関心が移って行へるのは当然です。援護法制定の根拠を何におへか、この二つによつて、援護法の内容がどうなるか、この二つが考えられるからです。

まず、昭和五一年の石田明訴訟広島地裁判決。「被爆者を不要な健康状態に陥れたのは、直接的には、アメリカ軍による原子爆弾の投下であるとはいへ、それは所詮、わが国がその権限と責任において開始した戦争により招来されたものであり、被爆者個人々

この二つの判決には、援護法が制定されなければならぬ根拠として、原爆被害が「一般戦争被害」とは異なる二つの争点があることがあつて、この二つは、被爆者の立場からすれば、アメリカの原爆投下はとうしても容認できないということがあります。原爆は人間に対して何をなしたか、そして今もなしているか。これはN.G.O.シンポジウムの主要テーマの一つでした。それが被爆者の立場の確立のうえに追求されたので、原爆被害の全体像に向っての断期的な前進がみられました。原爆は文化の破壊と人間性の否定を直接の目的とする兵器であることが明らかになりました。戦争は本来的に残酷なものであるといわれますが、その残酷性の質が原爆の出現によって、変ってしまっただけです。人間は、原爆核兵器と共存することができないというものが多くの事実として明らかになりました。

この二つの判決には、援護法が制定されなければならぬ根拠として、原爆被害が「一般戦争被害」とは異なる二つの争点があることがあつて、この二つは、被爆者の立場からすれば、アメリカの原爆投下はとうしても容認できないということがあります。原爆は人間に対して何をなしたか、そして今もなしているか。これはN.G.O.シンポジウムの主要テーマの一つでした。それが被爆者の立場の確立のうえに追求されたので、原爆被害の全体像に向っての断期的な前進がみられました。原爆は文化の破壊と人間性の否定を直接の目的とする兵器であることが明らかになりました。戦争は本来的に残酷なものであるといわれますが、その残酷性の質が原爆の出現によって、変ってしまっただけです。人間は、原爆核兵器と共存することができないというものが多くの事実として明らかになりました。

この二つの判決には、援護法が制定されなければならぬ根拠として、原爆被害が「一般戦争被害」とは異なる二つの争点があることがあつて、この二つは、被爆者の立場からすれば、アメリカの原爆投下はとうしても容認できないということがあります。原爆は人間に対して何をなしたか、そして今もなしているか。これはN.G.O.シンポジウムの主要テーマの一つでした。それが被爆者の立場の確立のうえに追求されたので、原爆被害の全体像に向っての断期的な前進がみられました。原爆は文化の破壊と人間性の否定を直接の目的とする兵器であることが明らかになりました。戦争は本来的に残酷なものであるといわれますが、その残酷性の質が原爆の出現によって、変ってしまっただけです。人間は、原爆核兵器と共存することができないというものが多くの事実として明らかになりました。

この二つの判決には、援護法が制定されなければならぬ根拠として、原爆被害が「一般戦争被害」とは異なる二つの争点があることがあつて、この二つは、被爆者の立場からすれば、アメリカの原爆投下はとうしても容認できないということがあります。原爆は人間に対して何をなしたか、そして今もなしているか。これはN.G.O.シンポジウムの主要テーマの一つでした。それが被爆者の立場の確立のうえに追求されたので、原爆被害の全体像に向っての断期的な前進がみられました。原爆は文化の破壊と人間性の否定を直接の目的とする兵器であることが明らかになりました。戦争は本来的に残酷なものであるといわれますが、その残酷性の質が原爆の出現によって、変ってしまっただけです。人間は、原爆核兵器と共存することができないというものが多くの事実として明らかになりました。

この二つの判決には、援護法が制定されなければならぬ根拠として、原爆被害が「一般戦争被害」とは異なる二つの争点があることがあつて、この二つは、被爆者の立場からすれば、アメリカの原爆投下はとうしても容認できないということがあります。原爆は人間に対して何をなしたか、そして今もなしているか。これはN.G.O.シンポジウムの主要テーマの一つでした。それが被爆者の立場の確立のうえに追求されたので、原爆被害の全体像に向っての断期的な前進がみられました。原爆は文化の破壊と人間性の否定を直接の目的とする兵器であることが明らかになりました。戦争は本来的に残酷なものであるといわれますが、その残酷性の質が原爆の出現によって、変ってしまっただけです。人間は、原爆核兵器と共存することができないというものが多くの事実として明らかになりました。

この二つの判決には、援護法が制定されなければならぬ根拠として、原爆被害が「一般戦争被害」とは異なる二つの争点があることがあつて、この二つは、被爆者の立場からすれば、アメリカの原爆投下はとうしても容認できないということがあります。原爆は人間に対して何をなしたか、そして今もなしているか。これはN.G.O.シンポジウムの主要テーマの一つでした。それが被爆者の立場の確立のうえに追求されたので、原爆被害の全体像に向っての断期的な前進がみられました。原爆は文化の破壊と人間性の否定を直接の目的とする兵器であることが明らかになりました。戦争は本来的に残酷なものであるといわれますが、その残酷性の質が原爆の出現によって、変ってしまっただけです。人間は、原爆核兵器と共存することができないというものが多くの事実として明らかになりました。

この二つの判決には、援護法が制定されなければならぬ根拠として、原爆被害が「一般戦争被害」とは異なる二つの争点があることがあつて、この二つは、被爆者の立場からすれば、アメリカの原爆投下はとうしても容認できないということがあります。原爆は人間に対して何をなしたか、そして今もなしているか。これはN.G.O.シンポジウムの主要テーマの一つでした。それが被爆者の立場の確立のうえに追求されたので、原爆被害の全体像に向っての断期的な前進がみられました。原爆は文化の破壊と人間性の否定を直接の目的とする兵器であることが明らかになりました。戦争は本来的に残酷なものであるといわれますが、その残酷性の質が原爆の出現によって、変ってしまっただけです。人間は、原爆核兵器と共存することができないというものが多くの事実として明らかになりました。

この二つの判決には、援護法が制定されなければならぬ根拠として、原爆被害が「一般戦争被害」とは異なる二つの争点があることがあつて、この二つは、被爆者の立場からすれば、アメリカの原爆投下はとうしても容認できないということがあります。原爆は人間に対して何をなしたか、そして今もなしているか。これはN.G.O.シンポジウムの主要テーマの一つでした。それが被爆者の立場の確立のうえに追求されたので、原爆被害の全体像に向っての断期的な前進がみられました。原爆は文化の破壊と人間性の否定を直接の目的とする兵器であることが明らかになりました。戦争は本来的に残酷なものであるといわれますが、その残酷性の質が原爆の出現によって、変ってしまっただけです。人間は、原爆核兵器と共存することができないというものが多くの事実として明らかになりました。

この二つの判決には、援護法が制定されなければならぬ根拠として、原爆被害が「一般戦争被害」とは異なる二つの争点があることがあつて、この二つは、被爆者の立場からすれば、アメリカの原爆投下はとうしても容認できないということがあります。原爆は人間に対して何をなしたか、そして今もなしているか。これはN.G.O.シンポジウムの主要テーマの一つでした。それが被爆者の立場の確立のうえに追求されたので、原爆被害の全体像に向っての断期的な前進がみられました。原爆は文化の破壊と人間性の否定を直接の目的とする兵器であることが明らかになりました。戦争は本来的に残酷なものであるといわれますが、その残酷性の質が原爆の出現によって、変ってしまっただけです。人間は、原爆核兵器と共存することができないというものが多くの事実として明らかになりました。

この二つの判決には、援護法が制定されなければならぬ根拠として、原爆被害が「一般戦争被害」とは異なる二つの争点があることがあつて、この二つは、被爆者の立場からすれば、アメリカの原爆投下はとうしても容認できないということがあります。原爆は人間に対して何をなしたか、そして今もなしているか。これはN.G.O.シンポジウムの主要テーマの一つでした。それが被爆者の立場の確立のうえに追求されたので、原爆被害の全体像に向っての断期的な前進がみられました。原爆は文化の破壊と人間性の否定を直接の目的とする兵器であることが明らかになりました。戦争は本来的に残酷なものであるといわれますが、その残酷性の質が原爆の出現によって、変ってしまっただけです。人間は、原爆核兵器と共存することができないというものが多くの事実として明らかになりました。

被爆者援護法をめぐる争点(下)

石田 忠

歴史に関わる選択

「原爆被害者対策基本問題懇談会」(基本懇)が日本被爆協会の他の諸団体から再度意見聴取を行なったことになったそうです。いよいよ大詰めが近づきました。基本懇の諸先生方にしてもはつきりまでもなく、そのほかのどのように直接かかわる方たちの大きな責任を感じながらにはつきりきません。なせならこのよきな援護法を制定するかどうかということには、直ちに、人類の歴史にかかわる重大な選択であるからです。

わが国の降伏が本当に原爆にまつてもたらされたものなのか、それともほかに政治的な理由があつたものなのかとつたことは、いまは歴史家によつてなめいかに致してしまふ。しかし、ゆゑとも次の二点にまつて確認しておきたい必要があると思われまふ。

犠牲への国の責任

その一。広島・長崎の「犠牲」は、人間の歴史における「罪」でありはなぬものか。同じことが起つたら、平和の犠牲であつたところを無駄な死を死なされたところと区別するからである。これ以外の意味でおおむね「平和の犠牲」としては使

も被爆者の心を知らないものとして使ふべきです。

その二。「この犠牲を認めない」「即ち」「あなたに被爆者を「いひなす」として」「決意」は、その「犠牲」をもちたつたことに対する「責任」を徹底的かつ完全に国がとつたことか現わすことか。この決意は単なることばです。原爆は今日も生きつづかれています。

が人間にもたらした極限状況を復元する仕事はまだこれからのことのように思われまふ。被爆者にも「地獄」であつたところのほかには何とも言ひようがない、あの極限状況を復元する作業を欠いてしまつては、あらゆる調査研究は、結局、原爆の効果測定に終つてしまふ。

れることはできません。

決意証す遺族年金

それだとすれば、そのよきな死に対する国の責任は、原爆死者の遺族に対して「遺族年金」を支給することによつてのみ果たされ得るものではないでしょうか。そして、被爆者は「遺族年金」をうけることによつて、「あの人たちの死に対して国が責任を認めたい」として、そしてあなたたひつこのよきな死をもちたつたことよきの国の「決意」がほん

ぞんであつたことよきを確信するところのよきのはなつてしまふ。これよりほかには、被爆者から「モノとして」の死の表裏が消え去るものとはなつてしまふ。

原爆被害者援護法から「生きつづける意志」を認められるものとして働きます。原爆症の不安は生活の不安と相俟つて被爆者から容易に「生きる意味」を失はつてしまふからです。生きていても任方がなく感じている被爆者は少なくありません。生活の面でも健康の面でも今より良くなる見込みが少しもたないからです。

被爆者は年をとりました。気がついてみたら老後の準備が何一つできていなかったという被爆者も多々あります。そして、このよきな状態が原爆から来ていゝのは、被爆者の生活を少しでも調へてみれば、さういふことです。援護法はこのよきな被爆者が被爆者の責務をいよきを防ぐものでなければならぬといふこと(明治大学)

【資料⑩】 被爆者援護法要求骨子試算額（昭和54年度）

日本被団協

昭和54年11月18日

援護の種類	対象者等	積算基礎	試算額	昭和54年度現行法国家予算
被爆者年金	被爆者手帖所持者全員	年金額 健康管理手当相当額 月額2万円×12ヶ月=24万円 被爆者手帳所持者（昭和54年3月31日現在）370,594人	億円 889	（保健・健管手当） 億円 398
障害年金	現行認定被爆者に相当する	年金額は軍人戦傷病者援護法の昭和54年度予算の障害年金平均額144万円から被爆者年金24万円を減額し、120万円。対象人員は現行認定被爆者（3,612人）より若干増の見込5,000人	60	（特別手当） 19
年金計	死没被爆者と生計を共にし	年金額は被爆者年金の75% 18万円。対象人員は、直爆死没者19万人及び昭和54年までの死没者14万人、合計33万人の1/2、165,000人と推計。（死没者に対する割合1/2は広島・長崎の慰霊碑・祈念像の過去帖記載146,049柱及び旧軍人の恩給受給者に対する扶助料受給者の割合42.8%を参照。又支給条件も勘案）	949	417
遺族年金	ていた家族で受給資格を有する者	54年までの死没者14万人、合計33万人の1/2、165,000人と推計。（死没者に対する割合1/2は広島・長崎の慰霊碑・祈念像の過去帖記載146,049柱及び旧軍人の恩給受給者に対する扶助料受給者の割合42.8%を参照。又支給条件も勘案）	297	0
療養手当	入院被爆者	手当額は認定被爆者の医療手当額2,000円を最高限度額とし、健康管理対象疾病（11種）にも適用 平均月額15,000円×12ヶ月×50,000人	42万 90	2
生活手当	生活困窮者	被爆者年金との併給を考慮し月額20,000円×4,500人×12ヶ月	10	0
介護料		月額10万円×2,1384件（対象件数は昭和54年度予算による）	21	25
葬祭料		一時金10万円×5,165件（同上）	5	4
医療費		現行昭和54年度予算に同じ （注）医療費の全額国庫負担分の総額は含めていない。	227	227
健康診断費		現行 昭和54年度予算に同じ	14	14
相談事業費		現行広島・長崎に交付している相談事業費に加え、 （社）日本被団協中央相談所に対する補助金及び各都道府県への補助金	2	0.28
その他		（現行 昭和54年度予算中当試算表項目外予算総額）	23	23.12
事務費			9	3.8
経常年度合計			1,647	693.7
甲 慰 金	昭和54年までの死没者	初年度限り一時金として10万円 対象人員、直爆死没者19万人×2/3及び昭和54年現在までの死没者14万人 計266,666人	267	0
合計			1,914	693.7

いわゆる「平和の礎」論に思う

山梨大学教授 高橋 健

ぬぐえぬ異和感

広島原爆慰霊碑の前に立つて、「安らかに眠って下さい。過ちは繰返してませんから」といつ文字を見る度に、本当にさうだと思ふ一方、何となく異和感を覚える。

「被爆者は平和の礎である」とよく言われる。被爆者対策基本問題懇談会でもこの議論があるが聞いているが、これが一つの論題となつて援護法が制定されることになれば、それは勿論喜ぶべきことである。しかしこのことは何となく異和感を覚えるのは私だけだろうか。広島・長崎で死んだ人たちは平和の礎だと思つてゐたのだろうか。

いからである。米ソが頭から足の先まで核武装し、ロシアも中性子爆弾の実験を行なつた。米政府専門家グループが「日本が核武装を遂行する」とはありうまいと予知していることを最近の新聞は報じている。米ソとも相手の核の威力を知つてゐるから、さうは面すくみの形でさうして全世界的な脅威が防がれてゐる。このような「平和」が真の平和でなれば以上、このような「平和」の礎と云ふのは何か納得すべきものなまぬ。

援護法制定

されてこそ

五月六日付の本紙で石田忠先生は、「さし一度同じことが起つたら、平和の犠牲であつたところへはウソにな

り、原爆死者はやはり無駄な死を死なされたところのことなる」「さうだとすれば、あくまで被爆被害の実態を捉え、この被爆者に対しては国があらゆる責任をとる」という立場に立つて援護法を構想すべき」と指摘されてゐる。私も全くそのように考える。援護法が制定され、それがいつか未来の平和が保証されたことになり、はじめて被爆者を「平和の礎」となる。被爆者は「平和の礎であつた」ともいへば「である」はなほいへば「礎」となる「さきもの」ははなはだしいか。

するよつなものではないのではないかとどう不安も根強い。元来が善対性の私はたとえある程度期待に応える援護法ができたとしても、安心できない気がする。「援護法が制定されない限り、被爆者にとつて戦後は終わりのない」と言われて来た。しかし「援護法は制定された、もはや戦後ではない。今も戦前である」といふのは何のいふわけかわからぬ。

被爆者の「要求第1」に基つて「国家補償の精神に立つて被爆者援護法は、平和を保証する性格をもつ。しかしそのようなキチンとした援護法が制定されるだろうか。それが基本懇の答申をそれを受けての政府の姿勢によつて決まるとは勿論だが、援護法ができ

核兵器と戦争 のない世界を

被爆者は全面的な核軍縮が行われ、戦争の火の氣のない世界ができるまでは本当の平和はないと考える。そのような世界ができたとき、被爆者は「平和の礎」となる。そしてこれもまた、被爆者の努力、その運動、そして全人類のこのことへの理解によつてこそ可能になる。

今はまた真の平和がなから、「被爆者は平和の礎」などいふのは間違ひだ、といつた形式論を唱えるつもりはないが、それにしても、私はこのことは十分氣をつけて使つてゐたと思つてゐる。(日本被爆者専門委員会)

(「被団協」No.19, 1980.7)

【資料⑬】 3点セットの運動

衆参国会議員

援護法賛同署名

会派別賛同者数

1994年11月10日現在

衆議院			参議院		
会派	賛同数	現在数	会派	賛同数	現在数
自由民主党	109	201	自民党	31	95
日本社会党・国民民主党	72	72	社会党	67	68
新党さきがけ	9	21	新緑風会	25	39
改革	137	187	新生党	4	14
新生党	28	62	民主改革連合	10	10
公明党	52	52	民社党	7	8
日本新党	21	29	日本新党	3	4
民社党	18	19	スポーツ平和党	1	2
自由党	7	7	無所属	0	1
高志会	5	6	公明党	24	24
新党みらい	1	5	共産党	11	11
その他	4	7	二院クラブ	5	5
日本共産党	15	15	護憲リベラル	5	5
民主新党クラブ	2	4	無所属	3	5
無所属	7	9			
総計	351	509	総計	171	252
	(欠員 2)			(欠員 0)	
現員比	69.0%		現員比	67.9%	
備考	現員の2/3=340 +11		備考	現員の2/3=168 +3	

援護法制定促進決議・意見書採択自治体数

2,472 (全議会の74.8%) (1994年12月末現在)

1000万人国会請願署名数

10,022,896人 (1994年11月9日現在)

【資料⑭】 3点セットの運動 1989年12月16日付 毎日新聞 =略=

首相と6閣僚に官房長官が“お目玉”

被爆者援護法案「不用意に支持の署名」

(記事の概要)

15日午前、野党共同提案の「原子爆弾被爆者等援護法」案が与野党逆転の参院本会議で可決。これに先立つ閣議で、日本被団協による援護法の即時制定を求める署名に海部俊樹首相をはじめ現職閣僚6名が賛同署名をしていることがとり上げられ、森山官房長官が署名撤回を要請し、「署名、発言には十分注意」するようクギを刺した。

署名をしていたのは、首相ほか、中山外相、水野総務庁長官、松永通産相、大石郵政相、福島労相、石井国土庁長官の6名。

被爆者対策基本問題懇談会(基本懇)が厚相に被爆者対策についての意見を提出してから3年目になる12月10日、日本被団協は東京・四谷の主婦会館で「被爆者援護法を考えるつどい」を開きました。

政府が基本懇意見を盾に援護法制定を拒みつつけているいま、この意見の批判は運動の前進に欠かせません。以下、つどいで石田忠明(明治大学教授)の講演要旨をご紹介します。(文責・編集部)

援護法を 考える

原爆被爆は受 忍でできるのか

基本懇意見はおよそ次のように組み立てられています。

一 被爆者対策の基本理念

(1)原爆被害は放射線による健康上の障害において他の一般戦災と異なっており、(2)この特別の犠牲について国は結果責任を認め、相当の補償をすべきである(広い意味の国家補償)。

二 被爆者対策の基本的在り方

対策の具体的内容としては、公平の原則を考慮しながら、必要の原則を重視すべきであり、一般戦災者への対策とバランスがとれなければ

ならない。

つまり、基本懇は、原爆被爆のうち放射線障害のみを特殊な被害としてとりあげ、他

は戦争による一般の犠牲として国民が受忍すべきだというわけですが。これによれば、基

本懇自身が指摘した原爆が現出した「人間の想像を絶する地獄」も、それを体験させられたこと自体は甘んじて我慢せよ、ということになります。

しかし、(1)もし原爆被爆が国民として受忍で

の運営においては「必要の原

則」という社会保障的な二一子供も、そこでは絶滅の対象

は、何よりも事実で結着をつければなりません。原爆被爆は受忍することが

これら三つの論点については、原爆被爆は受忍することが

被爆者援護法とは何か

基本懇意見の批判をとおして

石田 忠

原爆は生き残った人にも、その人間として、その限界を超える苦しみを与えつ

できるか—これは原爆を身

あり、そうした中で死であ

人間性を不確定

する原爆被害

論は、今日のよ

原爆が落ちたときは地獄だ

国は国民に原爆被爆を受忍さ

思想なのでしょ

つた、と被爆者は言います。

爆者は援護法制定の声を決し

うか。(3)また

その地獄とは何だったのか。

十三年の最高裁判決も言っ

「広い意味の国

爆心から五百メートル以内は

うと、私は信じています。



「被爆者援護法」が実際

九〇パーセント以上の人が亡

被爆者が求めている 援護法とは、どんなものですか？

【資料⑩】

このような被爆者の苦しみから生まれたのが被爆者援護法の要求です。

日本被団協は一九七三年四月、これを「被爆者援護法案のための要求骨子」にまとめました（16ページ）。その主な柱は次の四項目です。

- 一、ふたたび被爆者をつくるまいとの決意をこめ、原爆被害にたいする国家補償をおこなうことを趣旨とする。
- 一、被爆者の健康管理と治療・療養を全額国庫負担でおこなう。
- 一、被爆者全員に被爆者年金を支給し、とくに障害をもつ者には障害年金を支給する。

一、原爆死没者の遺族に弔慰金と遺族年金を支給する。

援護法が制定されたとしても、死んだ人は生き返ってはこないし、からだもとにはもどらない、失った青春も返ってはきません。でも、そのことによってのみ被爆者は、万が一病気になるって働けなくなったとしても、家族の生活を心配せずに国から必要な医療を手帳一本でうけることができます。弔慰金や遺族年金を支給し、死んだ人や遺族の苦しみに対して国が「すまなかった」と言ってくれることで、肉親の死への無念の想いはいくらかでも癒やされるでしょう。

一九八二年の第二回国連軍縮特別総会に参加した日本被団協の代表たちは、各国の人々から「日本政府は被爆者に対して、どのような施策をとっているのか」と質問されました。「限定核戦争」構想など核戦争の危機が迫るなかで、「唯一の核戦争被害国」日本の政府が、実際に

起きた核戦争の被害者にどんな態度をとるのは、国際的にも注目されているのです。

国家補償の精神にもとづく被爆者援護法の制定は、国際法違反の原爆による被爆者の苦しみが「避けば戦争という国の行為によってもたらされたものである」（一九七八年三月三十日最高裁判決）ことを国自らが認め、その被害を補償することです。

それは、核戦争の犠牲は国民や人類にがまんさせてはならない非人間的なものであるとする国の立場を制度として確立することであり、そうしてこそ、世界各国に対する被爆国政府としての核兵器完全禁止へのよびかけは、説得力をもったものとなるでしょう。

ふたたび被爆者をつくらない——この保証につながってこそ、被爆者は、無残な原爆死と苦しみに満ちた人生がむだではなかったと思うことができますのです。



中 林 貞 男

「国家補償の精神に基づく被爆者援護法」は、国の戦争責任を明らかにし、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」た憲法の精神を具体化するものです。



ローマ法王

過去をふり返ることは将来に対する責任を担うことです。ヒロシマを考えることは、核戦争を拒否することです。ヒロシマを考えることは、平和に対しての責任を取ることです。



大江 健 三 郎

核戦争で人類が滅びてもいいと思う側に立つか、それを防ぐ側に立つか。——根本的に現在または将来の国家の戦争責任を考える際に、その原則をはっきり出しているのが被爆者援護法です。

【資料⑰】【援護法をめぐる対照表】：被爆者の要求と国の施策

(原章夫「援護法の概要と問題点」の表：現行二法と原爆被爆者援護法を参考に作成)

	旧法(原爆医療法・特別措置法)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(94.12)	原子爆弾被爆者等援護法案(89.12参院可決)	原爆被害者の基本要件
法の理念・目的	…被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、国が…健康診断及び医療を行うことにより、その健康の保持及び向上をはかる…。(医療法第1条) …被爆者であって、原子爆弾の傷害作用の影響を受け、今なお特別の状態にあるものに対し…その福祉を図ることを目的とする。(措置法第1条)	…核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、 <u>国の責任において</u> 、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、…保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ…るため、この法律を制定する。(前文)	…被爆者及びその遺族が今なお置かれている特別の状態にかんがみ、 <u>国家補償の精神に基づき</u> 、これらの者に対して…必要な措置を講じ、もってこれらの者を援護することを目的とする。(第1条)	ふたたび被爆者をつくらないとの決意をこめ、 <u>原爆被害にたいする国家補償をおこなうこと</u> を趣旨とする。
死没者対策	なし	なし	特別給付金の創設(第30~35条) <支給要件>死亡した被爆者の遺族(三親等内) <給付額>死没者一人 1,200,000円	原爆死没者の遺族に <u>弔慰金と遺族年金</u> を支給する。
医療	一般疾病医療費の支給(医療保険の自己負担分) 認定疾病医療の給付(認定疾病については国が医療を行う) 健康診断の実施	旧法に同じ	旧法に同じ	被爆者の健康管理と治療・療養を全て国の責任でおこなう。
生存者対策	所得制限のある各種手当(一部制限なし) ①健康管理手当 ②保健手当 ③他人介護手当 ④家族介護手当 ⑤特別手当 ⑥医療特別手当 ⑦原子爆弾小頭症手当 ⑧葬祭料	すべての手当について所得制限を撤廃 手当の種類は旧法と同じ(①~⑧) 特別葬祭給付金の創設(生存被爆者対策として)(第33~34条) <支給要件>被爆者であって、原爆投下から葬祭料創設以前(80.8.31まで、一部74.9.30まで)の原爆死没者の遺族(三親等内)である者 <給付額>被爆者である遺族一人につき100,000円	被爆者年金の創設(第21条) (障害の程度に応じて加算される) 一般被爆者：年額340,000(～1,670,000)円 認定被爆者：年額791,000(～7,066,800)円 (i)②⑤~⑦の各種手当は廃止し、被爆者年金に一本化される	被爆者全員に被爆者年金を支給する。障害をもつ者には加算する。 (以下は「要求骨子」による) 療養手当・生活手当・介護手当 葬祭料
その他		福祉事業の法定化(第37~39条) 平和記念事業の法定化(第41条)	被爆二世、三世への一部適用 原子爆弾被爆者保護施設への入所(第38条) J.R等の運賃無料扱い(第39条)	相談事業・施設費 調査研究費

1995年度予算：151,428,000,000円

1990年度試算：237,254,340,000円

1990年度試算：247,100,000,000円

国の対応と施策	裁 判	被爆者・国民の運動と理論の発展
45.8 広島・長崎に原爆投下 52 戦傷病者戦没者遺族等援護法 54.3 第五福竜丸ビキニ被災		53 広島市原爆障害者治療対策協議会発足 ○ 「原爆障害者」の治療援助 55 原水爆禁止運動の高揚 実相を世界に、世界的な救済運動を 原水爆が禁止されてこそ、被害者を救える ○ 山下義信、社会党「原爆障害者援護法案」 56.8 日本被団協結成
56.12 参院本会議「原爆障害者の治療に関する決議案」採択(自社) 57.4 原爆医療法施行 手帳交付と定期健康診断 認定患者の国費治療		①原水爆禁止運動の促進、②原水爆犠牲者の国家補償、③遺家族の生活補償、④被爆者の治療・自立更生対策、⑤原水爆被害による国民生活の安定保障(大会スローガン) 56.9 被団協「原爆被害者援護法案要綱」 戦争による犠牲・特殊兵器 国の責任で 56.12 援護法制定国会請願
65.11 厚生省、初の「原爆被爆者実態調査」実施	63.12 原爆訴訟東京地裁判決 ・原爆投下は国際法違反 ・戦争災害に対しては当然に結果責任に基く国家補償の問題が生ずる 64.春 衆参両院で援護強化決議 65.5 日弁連総会「原爆被害に対する救済措置に関する意見書」決議	61.7 日本原水協『原水爆被害白書』 1. 健康診断・治療・根治療法の研究 2. 経済生活の安定 3. 失ったものにたいする補償(原爆犠牲者と財産への金銭補償と、戦争責任を明らかにする問題) 4. ふたたび被害者をつくらない 61.8 第6回総会「国家補償の援護法」
67.11 「国民一般と著しい格差なし」 ○ 国会議論(国家補償か社会保障か) 68.5 特別措置法公布 特別手当・健康管理手当の創設 所得制限の導入、2キロの枠		66.10 「原爆被害の特質と被爆者援護法の要求」(つるパンフ) (原爆症と貧困の悪循環)に苦しむ被爆者自ら開始した戦争の結果責任と放置責任、憲法25条社会保障責任により、原爆被害を補償し、完全な医療保障と生活保障を
69.7 葬祭料の支給 斎藤厚相答弁：戦後、進駐軍の指令で戦争被害に対して国家補償できず。独立後復活した戦争犠牲に対する国家補償の中に入れるか入れないかに通ずる…補償の根本問題。現行法は社会保障としてやるべきだというたてまえ ○ 国会では、社会党提案による「援護に関する法律」案(二法の一歩化、国家総動員法、防空法なども根拠に)		68.8 第12回総会「特別措置法は、被爆者の要求する援護法に非ず」
74.3 野党四党援護法案を衆院に提出、廃案に 74.7 局長通達402号	74.3 孫振斗訴訟、福岡地裁判決(原告勝訴) 74.11 日弁連、援護法制定を決議	○ 軍人・軍属援護法の拡大解釈はとらず身分関係による「国家補償」原理の否定 ○ 「26項目の要求」整理 73.4 「原爆被害者援護法案のための要求骨子」発表(財産の補償は保留) 各政党に援護法案の作成を要請

75 保健手当、家族介護手当新設
健康管理手当の年齢制限撤廃

79.1 社会保障制度審議会答申
最高裁判決の趣旨をふまえて、
被爆者に対する制度の基本理念を
明確にするとともに、現行二法の
再検討を

79.6 「基本懇」発足

79.8 広島・長崎慰霊式典の補助金
○ 基本懇で「平和の礎」を理由と
した「国家補償」論（今堀）

80.12 「基本懇」が意見提出

1. 戦争犠牲「受忍」論
2. 「特別の犠牲」（放射線の晩
発障害）に対して
3. 結果責任としての「広い意味
の国家補償」
4. 総花主義批判と「必要の原則」

81.3 野党六党案提案

81.8 医療特別手当・小頭症手当創設、
慰霊式典参加者の旅費支給

85.10 厚生省 60 年実態調査実施
〈高齢化対策か、国家補償か〉

89.12 六会派共同の援護法案、参院
で可決、衆院で廃案に

94. 日本政府、国際司法裁判所へ
の意見陳述書に核兵器使用の違法

76.7 石田明訴訟、広島地裁判決（原告
勝訴、確定）

77.6 日弁連「被爆者問題調査報告書」

78.3 孫振斗訴訟、最高裁判決（原告勝
訴）医療法は戦争遂行主体であつ
た国が自らの責任により、特殊な
戦争被害についての救済をはかる
国家補償的配慮が制度の根底にある

79.11 日弁連「被爆者援護法に関する
報告書」発表（結果責任論）

84.5～ 原爆判決 20 周年連続学習会

93.5 松谷訴訟長崎地裁判決（原告勝訴）

77.7～8 NGO被爆問題国際シンポジウム
「〈原爆〉と人間」を基本テーマに
原爆地獄がもたらした心の傷（罪意識）

78.5 SSDI

78.8 パンフ『三つの「ほしょう」』

過去の補償・現在の保障・未来の保証

78.11 「被爆問題市民団体懇談会」発足

79.1～ 援護法 2000 万人署名を展開

79.11 「要求骨子」改定を決定

80.8 「要求骨子（改訂版）」前文と試算

○ 「平和の礎」論に対する批判

80.12 基本懇答申への声明・見解

1. 国の戦争責任の回避
2. 原爆批判の欠落
3. 被爆者対策の基本理念は国家補償に

81.7～「原爆の非人道性と国の戦争責任を裁
く国民法廷」運動

82 被団協の国際活動活性化、SSDI
核戦争犠牲「受忍」政策の変更、死没者・
遺族調査（死没者は原爆の最大の犠牲者）

○ 日本政府の「三つの責任」論をめぐって
・国の戦争責任こそが国家補償責任の柱
・賠償請求権放棄による肩代わり論批判

○ 「三つのほしょう」論の克服
被爆者援護法は原爆被害に対する国家補償
国家補償 4 項目の署名用紙

84.3 パンフ「被爆者援護法のはなし」

84.7 「要求調査」報告書発表

ふたたび被爆者をつくらない 74%

84.11 「原爆被害者の基本要請」策定

1. 人間の立場にたった原爆批判
人間として死ぬことも生きることも
許さない絶対悪の兵器
2. 二大要請の不可分の関係を定式化
援護法＝原爆被害に対する国家補償
⇒ 核戦争を拒否する権利
3. 国家補償の 4 つの柱

85 核保有国へ代表派遣

85.11 原爆被害者調査実施

原爆被害は人間に「受忍」できるのか

○ 調査結果を活用し、争点を攻勢的に提示
地方議会での決議、国会議員の賛同署名、
請願署名（三点セット）で、国家補償 4
項目の援護法制定への国民的合意形成へ

性を明記せず

94.12 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」制定

1. 「国の責任」：国家補償（国の戦争責任）の否定
2. 放射能に起因する健康被害に限定
3. 核兵器の「究極的廃絶」
4. 生存者対策としての「特別葬祭給付金」

95 戦後50年の国会決議（侵略戦争の責任回避）

(01.9 NY 9.11 同時多発テロ)

03 出国しても、手当は支給

03.8 健康管理手当の認定期間「上限を撤廃」（一部疾病は除外）

05.11 諸手当の認定や葬祭料支給の国外からの申請手続きを開始

(09.4 オバマ米大統領、プラハ演説)

09.10 国連安保理で、鳩山首相「被爆国の道義的責任」「非核三原則の厳守」言明

11.3 3.11 東日本大震災、福島第一原発事故

12.10 核兵器の非合法化を促す34カ国共同声明への賛同を日本政府が拒否

96.7 国際司法裁判所が勧告的意見「核兵器の使用・威嚇は一般的に国際法に違反する」

00.7 松谷訴訟最高裁判決（原告勝訴）

02.12 郭貞勲訴訟大阪高裁判決（原告勝訴、国は上告を断念）
〈被爆者はどこにいても被爆者〉

06.6 大阪地裁、全員勝訴の判決

06.8 広島地裁、全員勝訴の判決（～09.8 までに原告側19連勝）

08.4 イラク派兵差止訴訟で、名古屋高裁違憲判決（基底的人権「平和的生存権」）

09.8 麻生首相と日本被団協「確認書」に署名

09.12 「原爆症基金法」成立

09.12 東京大空襲訴訟地裁判決

10.12～ 認定制度の在り方に関する検討会

14.5 福井地裁、大飯原発差止判決（「人格権が最優先」「国官の喪失」論批判）

14.7 安倍内閣、「集団的自衛権」行使容認の閣議決定

15.9 「安全保障関連法」強行成立

○ 国の戦争責任に基づく援護法制定に、各種世論調査で7～8割の支持

94.12 「声明」政府・与党が原爆被害への国の償いを拒んだのは、原爆投下にいたった国の「戦争責任」を回避し、核兵器使用が非人道的で国際法違反であることを認めず、基本懇答申に従い、すべての戦争犠牲についての「受忍」を国民に強い立場に立っているから

このため「特殊な」「健康障害」をもつ生存被爆者対策にとどまった

95.12 ワークショップ「原爆被害と国家補償」発足（国家補償の歴史と政府の対応）

○ 在外被爆者と共同の政府交渉

99.5 ハーグ平和とアピール市民社会会議「公正な世界秩序のための10の基本原則」に各国議会は、日本国憲法9条のような、政府が戦争することを禁止する決議を」

01.6 被団協総会「核兵器の犯罪を裁く国際市民法廷を2005年に」

03.7 原爆症認定の集団訴訟運動始まる

05.8 ノーモア ヒロシマ・ナガサキ国際市民会議開催（「わたしの訴え」に米日政府の責任を問う声多数）

○ 低線量被曝、内部被曝による障害についての医学的・科学的解明すすむ

07.4 「ノーモア・ヒバクシャ9条の会」発足

09.5 ノーベル平和賞受賞者「ヒロシマ・ナガサキ宣言」

10.5 NPT再検討会議 最終文章採択

10.8 差別なき戦後補償を求め、全国空襲被害者連絡協議会結成

11.6 現行法の抜本的改正要求運動

11.12 「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」発足（12.4 NPO法人化）

12.6 原爆症認定集団訴訟終結集会

12.8 沖縄で「謝罪と国家補償」を求め提訴